

第 3 7 回定例会

# 南 部 町 議 会 会 議 録

平成 23 年 6 月 7 日 開会

平成 23 年 6 月 10 日 閉会

南 部 町 議 会

## 第37回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号（6月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○散会の宣告	10

### 第 2 号（6月8日）

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	11
○出席議員	11
○欠席議員	12
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12
○職務のため出席した者の職氏名	12
○開議の宣告	13
○一般質問	13
工藤幸子君	13
夏堀文孝君	19

立花寛子君	29
○散会の宣告	38

### 第 3 号 (6月9日)

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41
○出席議員	41
○欠席議員	42
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	42
○職務のため出席した者の職氏名	42
○開議の宣告	43
○一般質問	43
川守田 稔 君	43
根 市 勲 君	49
工 藤 久 夫 君	57
○散会の宣告	67

### 第 4 号 (6月10日)

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	70
○出席議員	70
○欠席議員	70
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	70
○職務のため出席した者の職氏名	71
○開議の宣告	72
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	75

○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○報告第8号の上程、説明、質疑	84
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
○報告第10号の上程、説明、質疑	88
○報告第11号の上程、説明、質疑	90
○報告第12号の上程、説明、質疑	91
○報告第13号の上程、説明、質疑	93
○報告第14号の上程、説明、質疑	94
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○請願第2号、陳情第2号の委員長報告	112
○請願第2号の質疑、討論、採決	113
○陳情第2号の質疑、討論、採決	114
○常任委員会報告	115
○閉会中の継続調査の件	115
○議員派遣の件	116
○日程の追加	116
○町長提出議案追加提案理由の説明	117
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
○閉会中の継続審査の件	119
○閉会の宣告	120
○署名議員	123

## 第37回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成23年6月7日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（18名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	15番	坂本正紀君
16番	小笠原義弘君	17番	佐々木元作君
18番	東寿一君	19番	西塚芳弥君

### 欠席議員（2名）

14番	工藤久夫君	20番	佐々木由治君
-----	-------	-----	--------

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 工藤祐直君 副町長 坂本勝二君  
総務課長 小萩沢孝一君 企画調整課長 坂本與志美君

財 政 課 長	小笠原	覚 君	税 務 課 長	八木田	良 吉 君
住 民 生 活 課 長	極 檀	義 昭 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷	隆 君
環 境 衛 生 課 長	中 野	雅 司 君	農 林 課 長	中 村	一 雄 君
農 村 交 流 推 進 課 長	福 田	修 君	商 工 観 光 課 長	神 山	不 二 彦 君
建 設 課 長	工 藤	満 君	会 計 管 理 者	庭 田	富 江 君
名 川 病 院 事 務 長	佐 藤	正 彦 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	麦 沢	正 実 君
市 場 長	工 藤	欣 也 君	教 育 長	山 田	義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀	常 美 君	社 会 教 育 課 長	工 藤	重 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本	勝 君			

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市	良 典	主	幹	板 垣	悦 子
主 査	秋 葉	真 悟				

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第37回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る5月31日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第37回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案、報告11件、平成23年度補正予算1件でございます。そのほかの案件といたしましては、常任委員会報告、閉会中の継続調査及び議員派遣の件でございます。一般質問は6名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日6月7日から10日までの4日間といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番工藤正孝君、2番夏堀文孝君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月7日から6月10日までにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、6月7日から6月10日までの4日間に決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案1件、報告11件、常任委員会報告、閉会中の継続調査及び議員派遣の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

---

◎町長提出議案提案理由の説明



○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、提案理由の前に、今回の東日本大震災により被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第37回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出案件の概要をご説明する前に、東日本大震災に伴う国内情勢について触れてみたいと思います。

東北地方並びに関東地方に甚大な被災を及ぼした東日本大震災による被害者は、死者約1万5,000人、行方不明者約8,500人、避難者は約10万3,000人に上っております。

中でも、多くの避難者を出している東京電力福島第一原子力発電所事故についてであります。半径20キロ圏内を警戒区域とした大規模避難や、福島県を初めとする近隣各県において、放射性物質の検出によって農作物等が出荷停止されるといった報道がされるなど、事故の被害はさらに深刻さを増しております。

政府におきましては、震災の早期復興とあわせ、原発事故の早期収束についても強く望むものでございます。

青森県内におきましては、地震と津波の影響によりまして、水産業を初めとする産業に甚大な被害を受けているほか、自粛ムードの広がりによる個人消費の低迷、東北新幹線の運休等による観光客の減少、震災の影響による失業者の増加など、地域経済に大きな損害を与えております。

当町においては、農業体験修学旅行につきまして、国外から1校、国内から3校の、合わせて4校からキャンセルの連絡を受けるなど、震災の影響を受けているところであります。

また、平成23年度予算につきましても、予算編成時とは状況が異なっております。地方交付税交付金等の見直しなど、歳入の変化が想定されますことから、国の動向や社会経済情勢をよく見極めて町政運営を行っていくことが極めて重要であると考えております。

次に、東日本大震災における当町の対応についてであります。3月31日の議会臨時会でご

説明いたしました。その後の対応についてご報告いたします。

まず、初めに、支援職員の派遣についてであります。岩手県山田町への5回にわたる職員派遣のほか、5月21日から29日までの9日間、岩手県宮古市に事務職員2名を派遣いたしました。また、明日、6月8日から13日までの6日間、宮城県亘理町へ保健師2名、事務職員1名の3名を派遣することとしております。

去る4月2日、私自身も山田町を訪れてまいりました。被害のすさまじさと支援に奔走するボランティアの方々の姿を目の当たりにし、被災地の復興には長期にわたる支援が必要であると改めて認識いたしました。今後も被災地からの要請があった際には、柔軟な対応に努めてまいりたいと思います。

次に、義援金及び支援物資についてであります。3月の議会臨時会におきましてご議決いただきました山田町への義援金200万円につきましては、4月8日に送金をいたしました。

支援物資としましては、3月29日に、町民の皆様からお寄せいただきました白米21.5トンを3回に分け、山田町へ搬送いたしました。

また、久慈広域連合消防本部からの要請により、4月22日、防火衣等の消防機材や、ホース32本のほか、町消防団から募った米や野菜などの食糧600キロを岩手県野田村へ届けてまいりました。

次に、被災者の受け入れについてであります。これまで、延べ10世帯20名の受け入れを行っており、現在は、4世帯7名の方が五日市団地や町内の親戚の家で生活しております。避難生活をされている皆さんは、どなたもふるさとのことを心配されておられます。引き続き、保健師による定期的な心のケアに努めてまいるところであります。

次に、節電対策についてであります。先月25日、政府が決定した電力使用制限令によって、7月1日から9月9日までの平日9時から20時における電力使用量15%の削減に向けた自主的な取り組みが求められております。電力の供給不足によって、町はこれまで各庁舎等での蛍光灯の一部や、街灯並びに防犯灯の一部を消灯してまいりましたが、さらに徹底した節電に努めるとともに、町民サービスの低下を招くことのないよう計画的な事業推進を図ってまいりたいと思います。

また、6月から9月までの期間、節電対策とあわせ、効率的かつ快適な執務に当たるため、原則として、半袖、ノーネクタイのいわゆるクールビズで業務を行っております。議員各位に置かれましても、クールビズについてご協力いただきたいと思いますところでございます。

このほか、町以外の支援活動といたしましては、5月29日、名久井農業高等学校の生徒18人

が、山田町の小学校と高等学校へ現地の児童、生徒と一緒に植栽活動を行ったほか、南部町商工会では5月25日、山田町においてせんべい汁1,000食分の炊き出しをしております。ほかにも、商工会では、町も一部補助しております生活応援・災害復興プレミアム商品券の販売や、南部町観光協会が作成した「がんばるびゃ東北」のロゴマークの入ったTシャツの売り上げの一部を震災による被災者へ寄付することとしております。

今回の震災は、今後の南部町における災害対策において、極めて重要な教訓をもたらしました。これまで想定してきた対応手順などの危機管理等について、南部町防災計画を初め、さまざまな対応マニュアルを見直し、今後、いつ起こるか分からない災害への新たな対応を追加してまいりたいと考えております。

最後になりますが、このたび、名川病院が平成23年度自治体立優良病院として、総務大臣表彰を受けました。この表彰は、自治体立の病院で地域医療の確保に重要な役割を果たしており、かつ、経営の健全性が確保されている病院を表彰するため、昭和61年度から設けられたものであり、名川病院では、平成5年度にも同表彰を受けており、今回は2回目の受賞となるものです。

昭和61年から昨年度まで、全国で119病院が表彰されておりますが、青森県からの受賞歴は、これまで名川病院のみの受賞であり、今回2回目の受賞は、もちろん県内で初めてのことであり、まことに名誉なことでもあります。

これまでも、そして現在も名川病院に対し、ご支援、ご協力いただいている弘前大学を初め、各医療機関、関係者の皆様に対し心より御礼申し上げますとともに、千葉院長初め、病院職員の日頃の地域医療に対する献身的な努力に対し、改めまして感謝申し上げます次第であります。

今後、仮称・医療健康センター設置計画を進めるに当たり、さらに保健・医療・福祉との統合を推進し、住民生活の福祉向上に努めてまいる所存でございますので、引き続き、議員各位の一層のご理解とさらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件について順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、初めに、専決処分した事項の報告及び承認を求める事項といたしまして、報告第4号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布によって、平成23年3月まで暫定的に引き上げられていた出産育児一時金の支給額39万円が、平成23年4月より恒久化となることから、条例を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第5号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正

する条例の制定、及び報告第6号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いずれも、固定資産税の課税免除の適用期限を2年延長するものであり、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成23年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険税の基礎課税額を現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額を13万円から14万円に、介護納付金課税額を10万円から12万円に、それぞれ課税限度額を引き上げることとした、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第8号、損害賠償の額を定め和解することについてであります。去る1月11日に、町が所有する除雪車が作業中、除雪車後方の車両に衝突し、車両の一部を損壊した事故に関し、相手方と和解を成立させたこと、及び損害賠償の額を決定することについて、平成23年4月14日付で専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、報告第9号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。東日本大震災の被災者に係る住宅や家財等に生じた損失額を平成22年分の所得から控除できる、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、地方税法の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年4月27日に公布され、同日に施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第10号、平成22年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地上デジタル放送受信対策事業について1,646万7,000円、きめ細かな交付金事業について1億6,765万円、住民生活に光をそそぐ交付金事業について3,670万7,000円、町道整備事業について1,120万円を繰り越すものであります。

次に、報告第11号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。大向地区の整備費など4,350万円を繰り越すものであります。

次に、報告第12号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

であります。管渠工事など2,883万7,000円を繰り越すものであります。

次に、平成22年度南部町一般会計予算繰越し繰越計算書についてであります。町道整備事業について995万2,000円、史跡聖寿寺館跡発掘調査事業について33万8,625円を繰り越すものであります。いずれの事業も、東日本大震災の影響により、資材等の調達に遅れが生じたものでございます。

次に、報告第14号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。平成22年度の経営状況を説明する資料として、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により、提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第45号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,573万4,000円を追加し、予算の総額を100億7,573万4,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、まず、2款総務費の5目財産管理費及び、11目情報化推進費に、名川分庁舎配置の一部の課の移転に伴う中央公民館の改修工事費に224万7,000円、通信運搬費、ネットワーク構築業務委託料に270万9,000円を計上したほか、6目企画費に、コミュニティ推進補助金410円を計上いたしました。

また、4款衛生費には、仮称・南部町医療健康センター実施設計委託料追加分として624万7,000円を計上いたしました。

6款農林水産業費には、当町での達者村及び風間浦村における下北ゆかい村との合同モニターツアーの実施に係る、あおもりツーリズム広域観光事業委託料200万円を計上いたしました。

これらの財源として、財政調整基金繰入金、コミュニティ助成金、健康センター建設事業債等を充当しております。

以上が本定例会にご提案いたしました議案の内容でございます。

議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備の工事請負契約の締結につきまして、案件を追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時24分)

## 第37回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年6月8日（水）午前10時開議

### 第 1 一般質問

10番 工 藤 幸 子

1. 長谷ぼたん園の環境及び道路整備について
2. 国道4号線からの枝線道路整備について

2番 夏 堀 文 孝

1. 東日本大震災について
2. 防災行政用無線について

12番 立 花 寛 子

1. 高校生が抱える問題解決について
2. 県の地域防災計画の見直しを求める考えは。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河 門 前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川 守 田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小 笠 原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君		

欠席議員（1名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	工 藤 満 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	工 藤 欣 也 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 掘 常 美 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		



---

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第37回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。あれから3カ月になろうとしておりますが、三陸沖大地震で被害をこうむられました皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、さきに通告をしておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、長谷ぼたん園の環境及び道路整備、県道大向地域からのアクセス道についてであります。

観光客の誘致は、どこの観光地でも誘客のため、観光地までの交通アクセス、利便化の促進を図るため、ループバスの運行や案内機能の強化を図るなど、観光客の利便性向上に貢献しております。また、園内では、そぞろ歩きが楽しめるような心遣い、また、歩行者天国的な工夫で快適

な空間提供をするなど、優れた散策が楽しめる観光地を心がけております。しかし、我が長谷ぼたん園は、バスも遠回りをしなければならない。跨線橋整備や曲がりくねった狭い道、ぼたん園内は、体力を消耗するだけではなく、目的場所まで足を運べないような登山道、花のすべてを満喫できない観光園は、引き足なのではないのか。

※工藤久夫君 着席

昭和45年から、心を込めてつくった香り百選に選ばれたほどに育った130種、8,000本の色とりどりのぼたんを東北一のみならず、もっと自信を持って全国に発信できる南部町長谷ぼたん園にしていきたい。そのために園内整備とアクセス道の大幅改善を切に希望するものであります。

次に、2点目でございますが、国道4号線からの枝線道路整備について、門前交差点から、門前・田子線までの直線道の見直しについてであります。

道路は、どこの都市や町でも地域整備関連経費の中でもかなり大きな額を占める予算により、各地で整備されてまいりました。しかし、一步住宅地に踏み込んでみると、そこには、消防車やごみ収集車、救急車も入れない幅員の狭い道路が数多く存在する。もちろん、広ければよいというわけではなく、裏路地が網の目のようにめぐらされていたり、狭い道路が迷路のようにつながっていて、それに沿って個性的な、そして時には怪しげな店が建ち並んでいて、何とも情緒あふれる雰囲気を醸し出しているといったエリアは町の大きな魅力でもあるかも知れません。

しかし、防災上、あるいは日常生活を営む上で、道路がしっかりつくられていないために、安全ではありません。環境に対しては、道路をしっかり整備しておくことが必要であるのであります。

日本の道路整備の問題は、道路をつくる主体が、国、都道府県、市町村に分かれていて、道路建設に当たり、地域の環境整備という共通目標に向けて、それぞれの主体間で十分な協議や調整が行われず、事業の優先順位づけや、関連整備が進められていない面があると思います。国道は、国道整備としてのやり方、都道府県は独自の目標で、また市区町村はそれぞれの必要性に応じてといった、それぞれの事情にしたがって建設されることも少なくなく、結果、1足す1足す1が3にならないということも見受けられるのであります。

また、道路が交通処理施設として安全性を高めたり、効率を上げるためには、それが「ネットワーク」また「道路体系」として整備されていくことが欠かせないのではないのでしょうか。それぞれの道路整備がうまくリンクし合って、大動脈から毛細血管までをうまくつなげ合いながら、

生命体としての町をつくるのではないのでしょうか。

そこで、我が町にもネットワーク整備がおくれてしまった場所も数多くあると思いますが、そこで、町長、南部町門前地区、国道4号線から県道143号線、南部・田子線までの町道上村の道路は、道路両サイドにはブロック塀や板塀が建ち並び、その中でも全長10メートルぐらいのブロックが今にでも道路の大型車通行の振動で、また4メートルありなしの狭さで、接触、破壊され、倒れるかと思ひ、通行人や住民が不安だと言っているのです。今まで使用していた143号線の入口付近、馬淵川沿い、南部・田子線は、天井がふたをされ、国道4号線バイパス道の道路と化し、高さ制限2.8メートル以上は通行できなくなっているため、町道は大型車、あるいはトラック、また路線バス等すべて、しかも交通量も多い生活道と化し、常時渋滞といっても過言ではありません。したがって、早急なる改善を要望するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の県道大向地区からのアクセス道路についてのご質問でございますが、向小學校からぼたん園までの町道でございますが、一級町道下夕構・牧野平線、延長およそ947メートルでございます。及び二級町道牧野平・長谷線でございますが、延長約1,189メートルでございます。この路線については平均車道幅員4.8メートルの道路となっております。大型車両と乗用車が交互に通行できる幅員構成とはなってございません。

近年当該町道を利用しているぼたん園に向かう車両が多くなってきてございます。また、観光客には大型バスを利用してぼたん園に来ている方々もおりまして、大型バスは、議員もおっしゃってございました諏訪ノ平から広域農道を通り、ぼたん園まで通行している状況でございます。

当該町道を大型バスが交互通行できる道路幅員で計画しますと、車道部分が約5.5メートル、路肩が片側75センチで、全幅7メートルとなります。現路線から2.2メートルぐらい広げることになるわけでございます。また、歩行者の安全性を考慮すると、幅2.5メートルの歩道の設置も必要になってきまして、かなりの用地を土地所有者から提供していただくということになります。

また、工事費でございますが、2路線の総延長が約2,100メートル以上ということになります。うち橋梁延長も入ってきます。道路部分の工事費がおよそ4億円、そしてまた橋梁かけかえ

等の工事費がおおよそ6,300万円ほどとなり、合計でおおよそ4億6,000万円という多額の工事費になります。

この路線の改良事業を行うとなれば、町の財源を幾らでも軽減するために、社会資本整備総合交付金などの事業によって国の財源を充当しながら進めていかなければなりません。

現在の社会資本交付金を活用している事業では、南部中学校裏の町道北本村・南古館線道路改良事業といたしまして、平成20年度から27年度までの計画でございますが、こちらの方の予算もおおよそ3億円の事業で今取り組んでおります。

当路線を計画するに当たりまして、車及び歩行者等の交通量調査及び周辺の道路の通行の利用状況を把握して、将来交通量の推計等を行いながら、事業の規模を決定してまいります。ぼたん園へのアクセス道路としての道路改良事業の実施については、まずは北本村・南古館線道路改良事業が終了をした以降と考えてございます。当然、町の財政の調整を図りながらということになってくるわけでございますが、まずは北本村・南古館線、ここについても早い完成に向けて取り組んでまいりたいと、こう思っております。

2点目の国道4号線からの道路整備、枝線でございますけれども、門前交差点から、南部・田子線までの直線道の見直しについてのご質問でございますが、県道三戸停車場線から古町、二又へ向かう県道南部・田子線で、県道から国道4号を横断して通過するボックス、高さの制限でございますが、議員もおっしゃっていたように、2.8メートルの車だけが通過できるという状況でございます。このため、大型車については通過できない状況でございます。国道との交差点から八幡へ向かう町道門前下・八幡線を走行していただいているわけでございます。また、この路線は二又までの多目的バス路線にもなっております。

現状は、車両が通行する車道幅員が約4.1メートルとなっておりますので、多目的バスと一般乗用車が交互通行する場合においては、乗用車が道路わきに寄って、まず多目的バスの方を優先的に通過させていただいているという状況でございます。

バス及び大型トラックなどが支障なく交互通行するためには、道路拡幅をしなければならないわけですが、こちらの方も延長約300メートルでございますが、工事費、用地買収、その道路につきましてはご存じのように住宅が密集してございまして、かなりの住宅移転費補償費が入っております。そちらの方を合わせると、これまた2億円以上の事業費ということになってまいります。

国道を横断する大型車が通過できないのは県道のボックスが支障となっているわけでございます。町道門前下・八幡線の県道の代替路線として拡幅改良することも検討する余地があると考え

ております。このため、県の拡幅改良事業としての可能性をまず打診していく、そしてまた、県の行政懇談会等の機会を通じまして、協議をしてみたいと、こう思っております。

当該路線の改良計画は町で進める事業であります、県の事業としての可能性があるかどうかというも含めながら、十分な期間を持ちながら、取り組んでいかなければならないと、こう思っております。先ほども言いましたが、かなりの住宅密集でございますので、移転の問題、用地の問題、そういう部分、大きな課題もある路線でございますので、ボックスまでの道路は結構幅が広がっていますので、工事費、用地買収等を移転等を考えた場合に、ボックスの手前からつなげる考え方、そういうのも2案、3案、町の方も考えてはいるわけですが、先ほども言いました、今、地区によって大きな事業をまず優先して取り組むということがありますので、そちらをまずは完成させながら、1件目のご質問、また2件目のご質問においても、億単位の事業費になりますので、ここは町の財政状況を、また将来の財政負担状況等を勘案しながら、まず、町の財政の予算をできるだけ少ない中でどういうふうな整備をできるかという部分を県の方とともに、また考えてみたいと、こう思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

なお、詳しい再質問等、詳細等の場合につきましては、また担当課長等々から答弁してみたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） ぼたん園の環境整備の件についてお答えいたします。

現在のぼたん園でございますけれども、寺院、お寺ですね。それから一部組合、それから個人から土地を借りて整備されてきたものでございます。そのため、自然景観を残した配置となっております、急峻な坂道もございます。今祭りをやっているわけなんですけれども、祭り期間中、高齢者に対しては車いすやつえなどを貸し出しており、車いすの方には、上の園地から入口を開放しまして、入場、観覧していただいているところでございます。ただ、高齢者が多くなってきて、手すり等も必要だという声が出てきております。今後、詳細に調査しながら、上の園地については助成事業等があったものですから、整備された経緯もございます。これからはいろいろな事業等を勘案しながら検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） ぼたん園の関係ですけれども、ことしは低温のために開花期が遅くなりまして、ですけれども、それでも開園当初からもう観光客が詰め掛けてきている。8,000本のうち20本ぐらいしかまだぼたんも咲いておりませんでしたけれども、あきらめ切れないで、そのぼたん園の中に入っておみえになるという、そういう姿を見て、大変だなこれとは思っていました。そういうふうにもうそちらに行きたい、見たいという方々はどういう難儀も顧みないで、訪れてくれるという、そういう状況で、これは東北一、本当に見てみますと、岩手にもそういう観光地がありますけれども、どこを見ても南部長谷ぼたん園のあのぼたんは本当に色合いとか、それからぼたんの配置とか、そういうふうなものがすばらしいので、恐らく私は全国的なものになるのではないかなと、こう岩手県、秋田県、青森県だけじゃなくて、もう少し遠方からもみえるようになるなど、こういう自信も何かこう浮かんできている状態ですので、ぜひその入園者、誘客を少しでもふやして、町のポイントになるこの観光園をもっともっと拡大していってもらえれば、町の発展にもつながるのではないかなと、こういうふうに思っていますので、そのアクセス道の跨線橋のあたりも、盛岡の鉄道局といいますか、その担当局にも問い合わせるなどして、あそこの跨線橋も拡大しないと、本当に事故でも起きるのかなと思うような狭い道路になっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目の門前の町道ですけれども、ここは一見すればもう百聞することもないというくらい、非常に如実に物語っております。町長もどうぞその場所をごらんいただいて、一刻も早く、極端に言葉に出すのもいかなものかなと思ひますけれども、国のバイパスの設置に伴つての弊害された場所になっているなということもあるので、国とも交渉するなり、県とも交渉するなりして、そこは1日も早く、ほかのお金のかかる道路もあるわけですけれども、事情が違いますといたしますか、本当にそこで、住民が怖がって、その道路を使用しているという、そういう状態ですので、どうぞご理解いただいて、よそのそういう道路設置の場所と並行にでも1日も早くあの状況を緩和してほしいなど、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしまして、私の質問は終わりますけれども、何か参考になる、あるいはこういうふうになればいいのかなという各部署の課長さん方、もしお話があればお聞きしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） ぼたん園の整備につけ加えますけれども、実行委員会等ともお話しておりまして、通年とまではいかないんですけれども、シャクヤクとか、いろいろな整備をしながら、できるだけ長い期間、楽しめるような園地にしていこうとお話をしていました。

また、今の会期中に、観光協会等にも視察をしていただきまして、いろいろ検討委員会の方、あるいは観光協会の方からもご意見等をいただきながら整備していくつもりでございますので、よろしくお祈りいたします。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

2番、夏堀文孝君の質問を許します。

（2番 夏堀文孝君 登壇）

○2番（夏堀文孝君） おはようございます。質問の前に、このたびの東日本大震災で亡くなられた方々に対し、心からお悔やみを申し上げます。しかし、嘆いてばかりもいられず、着々と復興の歩みを進めていかなければならないのも現実であります。そのことを胸に刻んで、今回の一般質問を作成いたしました。

3月の議会定例会最終日、3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、この地震を原因とする東北地方太平洋沿岸部に大津波が発生、東京電力福島第一原子力発電所を含む北海道から関東までの広い地域に死者、行方不明者、5月5日現在で2万4,988人、ピーク時の避難者は40万人以上と甚大な被害を及ぼしました。

南部町では停電によって転倒し、けがをした方はあったものの、幸いにして大きな被害はなかったとの説明をいただきました。しかし、地震後の2日間にわたっての停電、また燃料不足、食糧不足など、予期せぬことも起こりました。この東日本大震災を教訓として、対応の部分で反省すべき点と今後の課題について町はどのように考えているのかを一つ目の質問といたします。

二つ目は、合併後1町1波の原則によって、防災行政無線の統合事業、また今年度は消防費の中にデジタル防災行政無線施設設備工事費として2億586万9,000円の予算を計上しております。これらの防災無線関係の事業の具体的な中身の説明と、また防災行政無線が設置された地域の方々から音声はクリアになったというよい評価をいただく一方、逆に聞こえにくくなった、また全く聞こえなくなったとの意見をお聞きいたします。これらの苦情に対し、町にも問い合わせがあるのか。また、その対応はどのようにしているのかをお尋ねいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

このたびの東日本大震災における当町の対応等についてでございますが、まず、答弁の前に、改めまして、東日本大震災によって被害を受けられました皆様に心よりまずお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げたいと思います。

さて、今回の地震でございますが、当町は震度5弱を観測し、直ちに災害対策本部を設置して、全庁挙げて対応に当たったところでございます。

災害対応につきましては、職員防災初動マニュアルや防災計画で定めておりますが、現場でやらなければならないことは、速やかにかつ臨機応変に対応するように指示しているところでございます。職員による情報収集や要援護者の安否確認、被害状況の確認をしたところ、当町においては幸いにも大きな被害がありませんでしたが、地震直後に発生した県内全域による停電の影響で電話回線が不通となり、情報収集ができない状態が続いたため、住民の方々は不安を感じていたことと認識をしております。

また、町では、停電と寒さ対策として、ゆとりあ、中央公民館、南部公民館の町内3カ所に避難所を開設し、自主避難された方々の対応に当たりました。

しかしながら、停電が3日間続きましたので、電話回線が途絶え、燃料及び食料の確保が困難になったところもございました。これらに対応するためには、役場業務が通常に機能するための自家発電設備や無線電話設備、また、緊急車両等の燃料の確保がなされなければなりません。

さらに、避難所にも自家発電設備や暖房設備、救助物資等を備えるとか、搬送の役割を整備する必要がありますと考えております。現在は、非常食250食分を本庁舎及び各分庁舎にそれぞれ備蓄しております。通常に食料品が調達できない場合においては、県、国及び自衛隊からの支援を要請し、対処するわけでございますが、今回のように広域的に交通網が遮断されると、物資の流通に支障が出てまいります。今後は、流通在庫備蓄を確保するため、災害時の食料や燃料の調達に関する協定も視野に入れて検討していかなければならないと、こう考えております。

また、今後、町防災計画を見直す場合において、今回の震災をもとに、どのような被害想定をしていくかということが大きな課題であると思っております。職員が被災地に支援活動に行った際、地元の職員等からのお話を聞いたら、いわゆる防災計画、初動マニュアル等が全く機能し



なかったと。そういう話を聞いてきたと。それほど大きな被害だということでもあるわけですが、国の防災計画、県の地域防災計画の見直しを参考にしながら、当町の計画においても関係機関の協力を得ながら、被害想定も見直しながら検討していかなければならないと、こう思っております。

次に、今後の取り組むべき課題についてでございますが、まずは、先ほどの震災対応を踏まえ、今回の大震災での一番目の課題は、当町においては停電対策でございました。本庁舎、各分庁舎については停電時でも業務継続できるよう自動的に非常用発電装置に切りかえ、対応できるように整備しなければならないと考えております。

また、避難所となる施設等にも発電機を備えていくとともに、当然これに伴う燃料の確保もしなければ発電機の意味がなされないわけでございますので、そういうことも考えていきたいと思っております。

次に、通信設備の課題であります。東日本大震災で、携帯電話や固定電話、インターネットなどの通信障害が過去最大の規模に達しております。特に大きな影響を及ぼしているのが停電による携帯電話の基地局の電波送受信の停止でありました。災害時に通常実施する通信規制に加え、大規模な停電による事態で、電力が供給されず、基地局障害で、携帯電話がほぼ全面不通となりました。このことにより、連絡や情報確認ができず、また、一時110番や119番への救急連絡もできにくい状態になりました。当町においては、今年度、移動系防災行政無線施設整備を行い、町内全域で使える携帯電話型の無線機を整備し、本庁舎、分庁舎、消防署などの施設や消防団車両、公用車に装備する計画でございます。開会の提案説明でもご説明いたしましたが、今議会にその工事請負契約の締結について追加提案させていただいているところでございます。

ご承知のように、今回の地震のような広範囲にわたる大規模災害になればなるほど「自分の身は自分で守る」という自主防災が重要になってまいります。今回の大震災においても、他県において自主防災会が組織されている自治体においては、被害が最小限に食い止められており、また、避難所等においても秩序が守られております。現在、当町には自主防災組織が11団体、2,200世帯の加入によって組織されてございます。これは町全体のまだそれでも3分の1でありまして、今後、組織されていない町内会等に呼びかけをし、組織していただけるように努めてまいりたいと思っております。

また、この機会にぜひ各家庭や職場においても平常時から最低3日分の食料と生活必需品を備蓄するよう、また、水の汲み置きやペットボトル水の常備などについて、各種広報や自主防災組織、行政員の方々を通じまして推奨してまいりたいと考えてございます。

次に、防災行政用無線の事業内容と進捗状況についてでございますが、まず、事業内容につきましては、合併時に総務省東北総合通信局へ平成22年度までに福地地区・名川地区・南部地区において使用している異なる周波数3波を南部町として使用する周波数を1周波数に統合し、防災行政無線施設を整備、更新する計画で許可をいただいております。

また、名川地区及び福地地区の同報系防災無線が20数年経過していたことから、老朽化が著しく、更新時期でもあったことと、さらに防災無線設備をアナログからデジタル化に移行することが義務づけられたわけでございます。

そのため、本事業は、同報系及び移動系防災行政無線の町全域におけるフルデジタル化として実施することとし、平成21年度に実施設計、22年度から同報系の防災行政無線施設の整備を行い、108基の子局と難聴地区の改善を行ったほか、情報を迅速に的確に伝えるために、小、中学校や福祉施設、防災関係機関など、150カ所に戸別受信機を設置いたしました。

また、今年度は移動系の防災行政無線施設の整備を行います。この事業は、携帯電話型の無線機を整備することで、各種災害現場での情報収集及び伝達を迅速に行い、救助活動並びに災害復旧活動を円滑に行うためのものでもございます。

今回のような大震災では、停電や電話利用者の増大によって、通信機能が遮断され、一般の電話や携帯電話での情報を収集したり、伝達ができなくなった今回のような大震災においては、安否確認や救急連絡、また避難所との連絡など、今年度に整備する移動系防災行政無線はまず有効なシステムになっていくものと思っております。

次に、防災無線等の聞こえにくい放送への対応についてでございますが、屋外拡声子局の放送可聴範囲は、主に屋外拡声受信機の音声増幅出力、またはスピーカー出力、地形、風や雨の気象状況及び放送を聞く場所などの条件によって変わってきております。

また、騒音の大きな国道沿いの住宅地においては、子局から150メートルから200メートル、農村地においては250メートルから300メートルまでが可聴距離となっておりますが、地形や建造物によって遮られる場合もございます。さらに、室内においてはテレビ等の音で聞き取りにくくなっている場合も考えられます。

現在、町では聞こえにくいという住民の方々からの情報をもとに、音声、音量、音質等の調整やスピーカーの向きの調整などを行っております。

緊急放送の際は、サイレン等を流しますので、住民の皆様におきましては、窓などを開けて聞いていただきたいと思っております。また、農作業などで出かけていて、屋外放送を聞き逃した場合においては、町のホームページに放送内容を載せております。ただ、これはパソコン等を

持っている方となりますので、限られるわけですが、自宅の電話や携帯電話から、参考に0178-60-1090に電話をしていただくと、防災行政無線放送の放送内容が録音されておりますので、確認できるようになっております。ここはそういう整備がされていても、そのことがしっかりとまず町民の方々に周知されなければ意味がないわけですので、その周知をしっかりとし、聞き逃した場合には、そういう確認ができるということをしかりしていかなければならないと、こう思っております。それぞれの町民の方々、また行政委員の方々からも会議のときにもそういう聞こえにくくなったところがあるということを知りておまして、担当課の方では、今そういうあったところだけに限らず、まず確認をしながら、どういうふうにすればいいのかと。せつかく私どもも、国の交付金活用の事業ではありましたが、アナログからデジタル化に変えて、さらに聞こえやすくなるということで取り組んだ事業でございますので、いろいろな部分のスピーカーの位置、そういう部分を変えて、直っていくのかとは思いますが、そういう部分をしかりと取り組んでまいりたいと、こう思っております。

また、詳細の部分等、再質問等につきましては、詳しい担当課の方からも答弁をしてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 行政防災無線について、具体的な内容ということでございましたので、町長からさっき答弁がございましたように、今回の無線装置は、携帯型という、携帯電話のシステムというふうにな回か答弁させていただいております。基本的には、ただの無線機ですと、1回線のみ相手があつて、こちらが通話していると、もうそれで終わりということでございますけれども、今回は同時に5回線を確保してございます。また、南部町内で使える携帯電話だというふうなことで認識していただければいいのかなというふうに思ひます。現在、機器的には、機械的には中継局を麦沢地内と、卯月沢地内に2基設置いたしまして、そちらから中継及び電波を発している。その電波を利用して、通話を行うと。携帯電話も電波を各中継局から出しているわけでございますけれども、それを町内版とするというようなものでございます。基本的には、車載型を50台、携帯移動型、基本的にはハンディタイプのものでございますが、これを58台、または移動中継局、車が中継局になる車両を1台、車両につけられるような機器を1基整備するというものでございます。基本的には、それらの移動局にすべて番号を振りまして、その番号にまずボタンを押すとその番号を持っている方と通話ができると。それも無線機のようにプレストップボ

タンというんですが、押しながら、こちらどことここというような会話ではなくて、普通の電話のような会話ができると、相互通話というようにございます。

そしてまた、各分庁舎にもその電話の交換機にもつながりますので、各庁舎の内線電話から直接外部に出ている車両及び携帯無線機を持っている方と役場の固定電話、内線電話から通話ができるというような内容となってございますので、普通の無線というよりは、携帯型電話というふう認識していただければというふうに思っております。

また、最後になりますが、放送が聞こえにくいというのが一つございまして、町の方に問い合わせが来ているのかということでございますけれども、いっぱい来ております。でも、その具体的な中身ではなくて、ただ聞こえにくいとかというふうなものでございますので、やはりどの柱の近くのどの方で、どういうふうなときというふうなことをいちいちやっぱり確認をして、やっぱりスピーカーの位置をちょっとずらしただけで、非常に届く場合もございます。柱がある程度近くにあったりすると、それをちょっと角度を変えただけで響きが違うとか、そういうこともございますので、今現在もまだ対応してございますので、これからもぜひ聞こえにくいという場合は、どの住所なり言っていただければ、非常にやりやすいというふうに思っておりますので、その辺をご理解いただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 地震発生からまだ3カ月弱という中で、いろいろな反省点、細かい部分まで出すというのはなかなか難しい、これは長い期間で考えていかなければならないものだと思いますけれども、今の現在の段階で、早急にしなければならないことをした方がいいと思うことが三つほど挙げられると思います。これは一つ教訓として提案という形で聞いていただきたいんですけれども、一つは、停電による食料不足、燃料不足などに対応できるように、コンビニとか、スタンド、また各メーカーと支援協定を結ばれてはいかがでしょうか。先ほど町長答弁で、視野に入れているということでございましたので、その点はあれですけれども、現在、当町は建設業者との間で、災害時における応急対策業務に関する業務協定というものを結んでおりますけれども、それを建設業者だけではなくて、各方面に拡大して協定を結んでおけば、いざというときの食料、燃料の安定供給が図られるのではないかなと、そういうふう考えるわけでございます。

それと二つ目は、他町村との支援協定ということでございますけれども、今回の震災では、B

&Gのつながりもあり、山田町への支援を優先的にやったわけでございますけれども、もちろん山田町でも結構でございますし、極端な話でございますけれども、青森県内でも日本海側の市町村、こういう地震などの災害は、太平洋側、日本海側同時に来るということはほとんどないと思いますので、そういったときに、日本海側の市町村と連携をとっておけば、いろいろな救援物資等々の対応もすぐにできるかなと、そういうふうを考えるわけでございます。また、そういった協定を結んでおくことによって普段から交流し、そしてさまざまな地場産業を刺激し合ったり、また、観光の部分につながられたり、そういったことにも拡大できれば、お互いに相乗効果が出てくるのではないかなと、そういうところにもつながっていくのではないかなと思いますので、検討してみたいかがでしょうか。

それと、3番目でございますけれども、これは早急に対応した方がいいと思うんですけれども、八戸地域でも三陸、岩手県、宮城県の地区でも、沿岸部にある工場は壊滅的な打撃を受けました。そんな中で、その企業、もとある土地に新しく建てたくないというような話、新しい土地に移りたいというような話が聞こえてきております。語弊はあるかも知れませんがこれを機会に南部町の工業団地への誘致、いろいろなPRを活発に進められたらいかがでしょうか。南部町は降雪量も少ないわけでありまして、津波などの災害も受けにくい場所です。それに南郷インターにも、高速道路にも近い、新幹線八戸駅にも数十分で行けるという大変立地条件のよい場所でございますので、担当職員を早急に派遣して、いろいろとそういう関係機関にPRをしたらいかがかなと思います。

それから、デジタル防災行政無線の関係でございますけれども、答弁にあるとおり、今調整中ということでもありますけれども、全戸に完璧に聞こえるというようなシステムというのはほとんど無理だと思います、実際に。やはり音量を上げれば、真下の住民の方々がうるさく感じるでしょうし……。そこで、傍受機があるのであれば、個々に販売したらいかがでしょうか。やはり最近の住宅は高气密になっておりますので、中にいけば全く聞こえないというようなご家庭も多いと思います。あと、畑に持って行って聞きたいとか、車に積んでおいていざというときには聞きたいとか、そういう場合もあると思いますので、そういう受信機が手ごろにあるのであれば、町の方でメーカーとタイアップして、販売してみたいかがでしょうか。

それと、今年度の消防費の中にあるデジタル防災無線、本当に旧南部地区の消防団には無線がございませんでしたので、本当に今まで不便だった部分、そういった部分が今その携帯型の無線機によってカバーされるということは、本当に災害時にも、火災時にも大いに機能を果たすと思いますので、大変ありがたいことだだと思います。有効に使いたいと思いますので、それは感

謝したいと思います。

あともう一つ、この間の災害のときに、固定型の防災無線の柱の下に、実はマイクがついておりまして、それで柱ごとに放送ができるというシステムがついていることを初めて私、知りまして、それで、119番救急車なんかの依頼が固定電話が繋がらなくなったときに、消防団の方から、その固定の防災無線を使って、とにかく救急の場合は屯所に来てくださいというような放送をしました。そういった町内の連絡なんか有効に使っているところもあると聞いております。ただ、知らない町内の方が多いのではないのでしょうか。そういったところを行政委員の方々はかぎを持っていますので、当然わかっていると思いますけれども、消防団とか、民生委員とか、町と連携する方々に広く周知をしていただいて、そういった便利な機能もついているわけですので、ぜひ有効に使っていただきたいなと思うんですが、その部分を何点か再質問をさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、1点目の震災に関する件でございますが、食料、燃料、先ほども申し上げました。この確保、これがまず大事であるなというのを感じましたので、どういう協定ができるものなのか、そういう部分は詰めてまいりたいと、こう思っております。

それから、他町村との支援協定でございますが、現在においては、いわゆる平成南部藩、旧市町村、ここの中においては交流がありまして、それぞれでまず災害時においては支援をしていくということがございますので、今回、特に私どもは山梨南部町とはまた深い交流があるわけございまして、当然、あの地区でこのような被害があれば、恐らく山梨南部町を重点的に支援していくことになったと思いますが、そういう中で、旧市町村において、それぞれ支援活動を行ってございます。私もこれは非常に大事だなと思ひまして、やはり一つの支援先を早く決めることによって、早い支援活動ができます。今回、そういう意味では山田町に早い支援ができたと思っておりますが、通常であれば岩手県から青森県に来て、青森県から市町村に電話が来ると。そこでいろいろ市町村が町民に周知して集めて、それをまた1回青森県が集めて、それをまた岩手県に持って行って、岩手県が今度被災地に届けると。非常に時間を要してございます。そういう部分では、これは私の考えでもありますけれども、例えば三戸郡は、どこどこを重点的に支援すると。上北郡はどこどこを支援すると。こういう指示を逆に県の方が郡単位に、町村会なり、郡の町村会がありますので、そっちを指示していただければ、それぞれの県、じゃあ三戸郡の中で南部町

は物資については米を集めましょうと。お隣の三戸町さんはじゃあ衣類を集めましょうと。田子さんは野菜を集めましょうとか、そういう役割分担をしていくことによって、早い支援体制というものができるのではないかなと、こう思っておりますので、そういう部分も、今後県の方ともいろいろな部分でお話をさせていただきながら、当然県の方もそういう考えを持っていると思いますけれども、そういう体制をつくるためには、他町村との協定というのはまた大事になってくるかなと。

また、近いところではなく、やはり地形的に、また気象的な部分でも異なるところのというのが大事かなと、こう思っておりますので、その点も今後、検討していきたいと思っております。

それから、今回の震災で被害を受けた工場等が八戸地域にもあるわけですが、私どもも、移転を希望していると、そういう部分の方々の情報をつかみながら、闇雲にちょっとこう言っても失礼になる部分も中にはあるだろうと思っておりますので、その部分は十分に配慮した中で、私どもの工場の方という活動はしていきたいと思っております。おかげさまで三信包装さんは、本社移転の方を同工業団地の方に本社を移していただきましたので、非常にありがたいなと、こう思っております。担当課の方にもそういう誘致活動をさらにまた力を入れてまいりたいと、こう思っております。

防災無線関係ですが、詳細をちょっと私もわからない部分がありますが、受信機等を販売して、それを購入してすぐその役目が果たされるのかどうかというのもあると思っておりますので、その部分を確認しながら、どのような方向がいいかというのは見出してまいりたいと思っております。

それから、先ほどもいわゆる放送を聞き逃した方々が電話をかけると、まず録音を聞けるというお話をしましたが、再質問のいわゆる固定型の場合においても、いわゆるそういう活用ができるということがしっかりと町民に周知されているかというのが本当に大事だと、こう思いますので、宝の持ち腐れにならないように、しっかりと町民の方々に周知をして、そしてまた有効に、当然あくまで防災無線でございますので、正面から国に聞けば、「あくまでも防災のための」と、こういうふうに言われますけれども、やはりあるものは有効に活用するというのが一番大事だと、こう思っておりますので、強化してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 戸別受信機のことですけれども、今現在146カ所に設置してございます。基本的には柱からやっぱりかなり遠い場所、世帯的には離れている地域ということであれば、やはり柱を立てるよりはというところには、従来からも設置してきたわけですけれども、その辺を考慮して今146個を設置してございますけれども、機器的には、価格的には1基つけるとやはり5万円から6万円というふうな状況でございますので、それをやはり負担までしていただいとということになると、やはり全額というのであればちょっと安くはないなというふうなこともございますので、先ほど町長が申しあげましたように、電話応答機能等もございますので、また、議員おっしゃったように、すべての世帯にとというのはなかなか難しい、やはり緊急時にしましてはサイレン等も鳴らしますので、できれば冬なんかではちょっと厳しいかも知れませんが、窓をちょっとあけていただくとか、そういうことも含めて、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

また、各柱からの放送ということもございますけれども、これは全部の柱からはできるようになってございます。これはデジタル化する前からでございますので、また、柱から直接ではなくて、ある町内においては集会施設の近くに立てている柱に関しては集会所の中に放送機器の線を引っ張って行ってやってございますので、町内会、あるいは消防団、いろいろな団体で効率的な運用をしていただけるよう、また、こちらとも話し合いをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 以上で夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。



(12番 立花寛子君 登壇)

○12番 (立花寛子君) 日本共産党の立花寛子でございます。

初めに、東日本大震災で被害に遭われた皆様方へ、お見舞い申し上げます。それとともに、復旧、復興に対して何が出来るか、ご一緒に努力してゆく決意を述べさせていただきます。

それでは、6月定例議会に当たり、一般質問を行います。高校生が抱える問題解決のため力を尽くしていただきたいのであります。

1点目の質問は、東日本大震災の影響を受けての問題です。剣吉駅からも朝夕、高校生が通学のため鉄道を利用しています。その鉄道が大震災後、復旧できていない路線があり、夕方の時間帯、不自由しております。本八戸駅を例にとりますと、夕方5時30分に乗車できなければ、6時59分まで、約1時間30分待つこととなります。6時59分本八戸駅発の列車に乗車して八戸駅に到着しても、8時20分まで列車がないため1時間10分待たなければなりません。部活動などしている高校生は、帰宅するためにこれだけの時間がかかっているのです。久慈駅までのJR八戸線が大震災の影響で運休しているためです。代替策を考えていただきたいわけではありますが、列車による夕方の乗りかえ時間短縮への改善を求めるものであります。剣吉駅からも帰宅する高校生のためにも、上り下り線のJR八戸線の改善を関係機関に要望していただきたい。

私立高校の入学金先取り問題の改善を求める考えはおありでしょうか。入学金または入学保証金は、入学を保証するという意味で支払うものです。私立高校の入学金の納入期限は、公立高校の合格発表以前に設定されています。公立高校を希望しているのに、私立の入学手続きが公立の合格発表前なので、泣く泣く入学金を納付することになります。教育費の父母負担は年々重くなっています。私学に支払う入学金は、入学を希望しない場合の負担は特に重く感じます。現在、入学金の納入時期や入学金に対する考え方に変化が生じております。入学金先取りの制度は全国的に見直されつつあります。青森県内では、青森、弘前地区の私立高校は2002年度までにすべての先取りをやめております。八戸地区だけが改善されていないのです。

そこで、質問なのですが、現在の私学の入学金がどうなっているかご存じでしょうか。三八地域の改善がおくれているわけではありますが、改善に尽力していただけないでしょうか。

県の地域防災計画の見直しを求める考えはおありでしょうか。質問いたします。

※工藤久夫君 着席

4月7日、深夜発生した東日本大震災の余震と見られるマグニチュード7.1の地震で、東北、北海道にある原子力施設が被害や影響を受けました。青森県内では、定期検査で運転停止中だった東北電力東通原発で、外部電源が一部喪失しました。また、試運転中でさまざまなトラブルが起きている日本原燃六ヶ所再処理事業所でも外部電源が一時喪失しました。東北電力東通原発では、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震のときも、外部からの電源供給が停止しています。これまで、国や電力事業者は、日本国内では原発で過酷事故は起こり得ないとしてきました。しかし、今回の大津波による冷却機能の喪失が引き金となって、東京電力福島第一原発が過酷事故を起こしたことは、今や国民共通の認識となったのではないのでしょうか。

※川守田稔君 着席

原発は安全だ、事故など起こらないという宣伝を信じさせられていただけだったのです。安全神話のあるところ、災害対策なしということになります。こういうやり方が、今福島で、住民を本当にひどい状態に落とし込んでいます。何の用意もないところに、いきなり原発災害が降りかかってきた。予想もしない避難の命令や勧告が夜中にいきなり出される。着の身着のまま飛び出さざるを得ない。こういうことが起こるのも電力会社が安全神話に浸り込んで、自分のところで災害対策の準備をしなかったばかりか、住民にも安全神話を押しつけて、地域の災害対策を全く空っぽにしてきた結果ではないのでしょうか。県内の原子力施設が同じような状況になったらどうするのでしょうか。具体的な対策を立てさせなければなりません。町長の見解を求めるものがあります。

1、地震、津波による福島第一原発の過酷事故について、町長はどのようなお気持ちでござんになっておりますか。

2、原子力施設を抱える周辺自治体の首長として、町民の命を守る立場から、どのようなお気持ちで今後行政に当たられますか。

3、住民の不安解決のため、どのような対策が必要と考えますか。

4、町の防災計画はどのようになりますか。答弁願います。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、高校生が抱える問題、2点でございますが、1点の、列車の乗りかえについてのご質問でございますが、現在のJR八戸線のダイヤは、震災の影響によりまして5月12日から当分の間ということで、八戸・階上間は列車運行、階上・久慈間においては代行バスで運行されております。

運行本数につきましては、震災前の本数と比較しまして減便されております。

高校生の帰宅時間である鮫方面からのまず八戸着15時台から19時台の運行本数に限って申しますと、震災前はこの時間帯には7便が運行されておりました。現在のダイヤでは八戸着16時台が震災前には2便だったものが1便に減便されたほか、八戸着18時台が震災前は1便だったものが運行されなくなっております。合わせて2便の減便となって、現在5便が運行されている状況となっております。

議員からご指摘のあった特に夕方の時間帯でございます。JR八戸線と青い森鉄道線との乗りかえに時間がかかるということにつきましては、JR八戸線の八戸着18時台、具体的には八戸駅着18時45分の便が運行されなくなっております。これによって接続しておりました青い森鉄道線の三戸方面行き八戸発18時58分、この便に高校生たちに恐らく不便を生じているということだと思われまます。

青い森鉄道線の八戸発18時58分の便を利用するためには、現在は市内方面からバスを利用して八戸駅に来るという方法になりますが、また、JR八戸線だけを利用するという場合においては、八戸線19時台、具体的には八戸着19時10分または19時53分の便を利用し、これに接続する青い森鉄道線の八戸駅発20時20分の便を利用することになります。議員からもご指摘いただいた1時間10分ほどここで待たなければならないと。これは震災前からのここは時間、不便なのが生じております。重複しますけれども、不便を感じている時間帯は18時45分がなくなって、青い森鉄道は18時58分八戸発があるわけですが、その乗り継ぎがされていないと。その次の時間帯になると19時10分、または19時53分、この便で来ると次の青い森鉄道に1時間10分待つということになります。

16時台の場合、16時44分、ここも1便なくなっているんですが、ここは15分ほど前には乗り継ぎ可能なJR八戸線と青い森鉄道が従来と変わっていませんので、一番の問題は18時45分の便がなくなって、18時58分に乗れないということになりますので、恐らく、JR、また青い森鉄道に対しても見直し等の要望が出ていると思われまます。

当町といたしましても、JR八戸線のダイヤができるだけまず早期に復旧できるように、またJR八戸線と青い森鉄道の乗りかえ時間ができるだけ短縮できるように要望してまいりたいと思

います。これは青い森鉄道とJR東日本、こちら両者をお願いをしていかなければならないと、こう思っております。特に今回はJRさんの方になると思いますが、来週13日に、青い森鉄道取締役委員会がありますので、私も出席をいたします。そこで青い森鉄道、また青い森鉄道からJRさんに対する要望もしていただきたいと、こういうことを要望してまいりたいと思っております。

次に、私立高校の入学金先取り問題という改善を求める考えでございますけれども、この後、詳しくまた教育委員会の方から教育長の方から答弁をいたしますが、調べてみると八戸地域がまだ行われていると。全国的に今見直しはされているわけでございますが、私学の経営ということも当然あるかと思っておりますので、要望を求めるということは、やぶさかではないと、こう思っております。ただ、そこで万が一、もしそういうことが一つ改善されたとして、今度は私学に入学する生徒さんに、本当は直接その経営的な問題で授業料が上がっていくようになっていくと、これもまた一つ大きな課題になってきますので、私学としての厳しい経営状況だと思うんですけれども、そういう中で、経営者の方、また私学協議会といいますか、正式名称はちょっとあれですけども、そういう協議会等もありますので、そういう声というものはしっかり届けなければならぬと、こう思っております。

次の県の地域防災計画等についてのご質問、4点ばかりでございますけれども、福島第一原子力発電所の事故に伴う県の地域防災計画の見直しを求める件につきましては、県の方にも確認をいたしました。当然、国の指針を受けて県の防災計画は見直しをする予定であるというふうに報告をいただいております。国の指針がしっかりと示され、速やかに見直しをできる体制で準備をしているということでございますので、当町においてもこれらの見直しを受けて、町の防災計画というものは見直しはしていかなければならないと、こう思っております。

今回の福島第一原子力発電所の事故は、まさに想定外の大津波が設備を破壊し、原子炉の冷却が不能となったと言われており、これにより、原子炉建屋の爆発、火災の発生、放射性物質の流出など、かつてない非常事態を迎えているわけでございます。そういう中で、住民の方々の不安解消ということは、まさに今私どもテレビ報道等を見ていまして、情報はかなり錯綜しているといえますか、報告する立場、方々によって内容が異なったりしている部分もテレビ等で見るわけございまして、本当に正しい知識と我々もそうですけれども、正しい情報をまず第一に流しただくと。それと風評に惑わされずに、しっかりと正しい情報に基づいてまず行動をしていくということが大変大事になってくると思っております。

今回の原発事故でも風評被害が起こっているわけございまして、現在もその被害は進行して

いるものではないかと思っております。県及び原子力事業者には、常に速やかな説明と、やっぱり徹底した情報開示、これは当町に限らず、国全体で求めていかなければならないと、こう思っております。

それに伴いまして、南部町でございますが、県の防災計画では、現在原子力防災対策を実施すべき対象地域には当町も入っておりませんが、今後は独自でも防災対策ということを検討していかなければならないと思っております。ご承知のとおり、青森県には原子燃料サイクル施設と原子力発電所が立地されているわけでございまして、原子力政策は安全対策を徹底することが何よりも大事であり、今回の福島原発事故はもはや対岸の火事ではないというふうに思っております。

当町にも福島原発のある福島県双葉町から避難されてきている方がおられます。さらなる安全対策なくして、まず原子力施策は進まないものと、こう思っておりますし、国・県・事業者に対して一層の安全対策をしっかりと講ずるよう強くまずこれは訴えていかなければならないと、そう思っておりますし、先般の町村会の役員会においても、町村会としての要望の中でもやはり第一に、今回の東日本大震災の復旧、復興、そしてまた福島第一原発に対する対応、これは県の町村会でもしっかり要望していくということになりましたので、同時に、当然全国の町村会も同じ形で一緒になって要望していくと、こう思っておりますし、また要望していかなければならない、そう思っておりますので、今後ともまたいろいろな角度からご指導をいただきながら、議員の皆様と一緒に、また少しでも住民の方々が進んで安心できる、そういう体制を早くつくっていかねばならないと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） では、次に、私立高等学校の入学金についてお答えいたします。

立花議員がご指摘の私立の高等学校における入学金の先取りというのは、私立の高等学校が公立の高等学校入学試験の合格発表の日より前に入学金を徴収し、公立の高等学校の合格に伴って、入学を辞退した生徒の保護者に対して、その入学金を返還しないという内容のことと認識しております。

青森県内には私立高校が17校あります。青森には3校、弘前には4校、五所川原には2校、そして野辺地、平内には各1校、そして八戸には一番多い6校があります。青森や弘前地区の私立

の高等学校では、公立の高等学校入学試験の後期の合格発表後に入学金を徴収するように納付期限を延長していますが、八戸市内の私立の高等学校6校では、議員ご指摘の先取りが継続されておりまして、入学金の額は6万円徴収している高校は4校、7万円徴収している高校は2校あります。

保護者の皆さんの負担軽減というご意見ですが、私立の高等学校での入学金の徴収、あるいは納付期限の延長などについては、それぞれの高等学校が学校経営というふうな視点に立って、または保護者の要望等を考慮して判断し、決定することだと考えております。ただ、今後、保護者の負担軽減を図るためには、どのような方法、方策があるのか、郡の教育長部会及びまたは八戸教育委員会とともに、情報交換をしながら、今後のそういう方策を考えていきたいなと思っています。現在、県立高校は、3月上旬に前期試験、そして中旬に後期試験が行われております。私立高校の入学金の徴収というのは、2月22日のあたりから28日まで納めることになっておりますので、前期試験の前に八戸市内の場合は入学金を納めるというふうな体制をとっております。こういうふうなことでございますので、先ほど町長も言いましたように、保護者の負担軽減というふうな視点から、今後それぞれの関係機関とさまざまな情報交換をしながら考えていきたいと思っています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、高校生の列車通学の皆さん方の不便な状況を詳しく調べていただいているようで、ただ、私も本八戸駅からこちら剣吉に来る時間帯だけを訴えていましたので、名農高の生徒さんが夕方八戸方面に帰られる時間帯も今のままですと、久慈駅まで行く列車が相当切られている勘定です。このことも含めて、JR八戸線の上り下り線が久慈駅まで列車が通る見通しは大変厳しいという情報を得ておりますので、それを何らも改善しないで済ませるということは、震災前、ある程度スムーズに帰られた時間帯を帰られない生徒が実際出ているわけでありまして、4月から新しく八戸方面に入学された生徒さんは、大変困っております。

それで、久慈駅までは現在、先ほども答弁があったようですが、階上町からバスが出ております。その例からやはりバスをどうしても出していただかなければならないと思います。ましてや1カ月の定期券の金額は震災前も震災後も変わっておらないと思いますので、その分不便を強く感じているのではないのでしょうか。実際私も実生活で不便を感じておる1人ですし、また父母の

皆さん方は大変子供らの帰宅時間を心配されておるのが現実です。ぜひ、青い森鉄道、JRの方に交渉をしていただきまして、何としてでも改善をしていただきたいと考えております。町長の答弁にもありました会議があるということですので、ぜひこの点を酌んでいただきたい。なかなか日常、普段に列車を使うということは少なくなっておりますので、これを機会にぜひ時刻表などをごらんになっていただき、どれだけ大変な思いをして帰られているのか、子供らの気持ちに寄り添っていただきたいと思います。

要望だけを言ってもなんですので、具体的に町長は13日の会議というふうにお話しされたかと思いますが、どういうふうに話されるのか、具体的にどうおっしゃっていただけるのか、その内容を聞かせていただきたいと思います。

今度は、私学の入学金の先取り問題であります。全国的には、大変早いスピードでこの入学金問題が改善されてきているということがわかりました。ある程度子育ても卒業すれば、なかなか現実の高校生と話をする機会が少なくなったり、そのお母さん方との接点も薄くなるわけですが、こんなにも2002年から改善されている地域がある。こういう話題はなかなか広がっていないのではないのでしょうか。まず、現実を知っていただき、大変おくれている八戸地区の私学の態度は全国的にもおくれた姿勢であるということをお母の皆さん方にも理解していただきながら、改善をぜひしていきたいと考えておりますが、先ほどの答弁のとおり考え方としてはよろしいかと思っておりますので、一度ここで質問したからすぐということは難しいと思っておりますが、こういう認識を持つということが、まず第一歩ではないのでしょうか。そういうことで広く知っていただき、父母負担の軽減という問題では大きな政治問題ですので、町長初め、関係者の皆さんの政治力を発揮していただいて、さまざまところで発言をして改善の方向でご努力を願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

あと、原発についての再質問なのですが、私は今回、この問題を取り上げました理由は、町長が原発災害をいろいろおっしゃっておりますけれども、原発政策についてのご自分のお気持ちは聞かれなかったような気がいたします。それで、安全神話に町長自身がとらわれていたのかどうか、本当に何もなく原発政策を飲み込んでおったと言えませんが、そういうふうにご考えておられたのか、その町長自身の考えをもう少し聞かせていただきたいと思います。

それで、先ほどもお話ししておりますけれども、町長の答弁にもありました、原子力発電は、未完成で危険な技術です。原子炉の構造そのものが不安定で、いざというとき水の供給がとまってしまったら、膨大な熱が出っ放しになって、暴走を始める。あらゆる場合を考えて、水がとまらないようにするということができない構造上の本質的な弱点があると言っています。また、今

の原発システムでは、使用済み核燃料を始末するシステムをいまだに人間は開発できないという点から考えても、未完成で危険なものです。

ですから、町長がこういう考えに立たれているのかどうか、ここをやはり聞かせていただかなければ質問の中心といいますか、質問の意味がないわけであります。そして、ですから、今、世界で原発を利用している国でも大抵の国は原発の物騒さをのみ込んでその上でこの危険な相手をどうやって管理するか、ここに力を入れています。ところが、原発を利用している主な国々の中で、その管理の力が世界で一番足りないのが日本なのではないでしょうか。知恵と技術を結集して、本当に安全優先で原子力施設の管理ができる世界で一番と言えるような原子力安全体制の確立が今求められています。ですから、県に対して、具体的に地震、津波対策の抜本的な見直しを求める今後具体的にどのように対応するのか、ここをやはり交渉していただかなければなりません。先ほど町長は、安全対策が大事、それからまた町村会でも要望をしていくなど、前向きな答弁もありましたが、では、具体的に福島原発のようなといいますか、こういうことが自分の身に起こったら一体どのように町民の皆さんや職員を動かすのか、そのお気持ちを聞かせていただかなければ、一般質問の内容にはならないのであります。

ですから、3番に、どのような対策が必要と考えているか。具体的に毎日のテレビで、自分が一体そういう立場になったら、どう町民の皆さんを守っていくのか、その内面を私は聞かせていただきたい。自分のものに、原発の災害、起こらなければいい、今までそう思ったでしょうけれども、実際起こってしまいました。何十キロ離れていてもその放射能漏れの問題で毎日毎日テレビで報道されている。それを不安に思っている住民は多いわけでありますので、その具体的に、ですから、どうやっていけば本当に町民の皆さんの不安を取り除けるのか、自分のものにしていただいているのかどうか、具体的に町長の見解を求めるといのはそういう意味ですので、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず最初の青い森鉄道でございますが、これは現状をまず訴えていかなければならない。そしてそのために現在の時刻表がどうなっているのかを今資料を整えております。そして早い改善、早い復旧を要望していく、これをしっかりと13日にお話をさせていただきましたと思ってございます。

次に、原発についてでございますが、今回予想外の原発事故ということで、今回は地震の震度



によって被害というよりは津波によっての被害が主だったわけでございますけれども、非常に難しいご質問でございます。しからば、電力をどう供給するのか、その中において、私自身は、現在の日本において原子力エネルギーが主になっている。これは立地町みずからが今回の震災を受けて、かつ安全を確認して、立地を進めてほしいと。立地している地域でもそういう声があるわけでございます。これはいろいろな経済効果も含めてだろうと思っておりますけれども、私自身はまず今回の事故の検証をしっかりと、その改善、そこを確認してから運転はすべきだろうと、こう思っております。そしてまた、一気に自然エネルギーには大変な時間は要するだろうと思っておりますが、自然エネルギーに対しての切りかえというの、これはしていくべきであろう。これは先般の前回、新聞記者さんからのアンケートにもそういうふうな回答をしております。起きた場合、非常にまさに想定を超えた被害であったわけございまして、それに対する対応というのは、その状況状況というのがあるかと思っておりますけれども、その状況に応じてまずベストを尽くして町民を守っていくというのが我々首長としての務めだと思っております。

※工藤正孝君 退席

具体的にじゃあどうするんだという部分については、今ここで答えをどうと言われても、ちょっと私もそこは答弁しかねますけれども、まず、しっかりと対応していく。その前に安全の確認をして、専門家の方々が検討しているわけでございます。その検証とそれに対するじゃあ改善策はどうかということもしっかりと見きわめながら進めていかなければならないものと思っております。繰り返しますが、まず検証して、確認をします。そして課題としては、需要に対する供給はどうしていくんだと。こういうことも一緒にこれは考えなければならない政策であると、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 先ほど、私学の件でしたけれども、私学の経営状況も見なければならぬというご答弁がありました。確かにそういう議論もありますし、日本の教育予算の割合というものは、世界の先進国と言われる中でも大変低い状況にあるのは、まず改善させていかなければなりません。一方で、そういう学校の経営状況を乗り越えてでも、私学の先取りを改善しているところがあるんだというところは理解していただきたいと思っております。

原子力の問題もですけれども、具体的に町長は原発の安全神話を持たれているのか、そこをやはり聞かせていただきたいのでありますし、それに県に対しても、具体的にどういうところを見直してもらいたいのか、その県に対してきちんと交渉する内容をお持ちなのかどうか、最後に聞かせていただき、3回目ですので、終わることになります。どうでしょう。いかがですか。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 安全神話は崩れたというのは、私は先ほども新聞社からのアンケートの中でも、コメントしております。というのは、逆にまず我々の安全であるという認識、それでいろいろな会合で説明会もあるわけでございますが、そこで首長たちからは、やっぱり出るのは、安全の確認というのは今までも毎回こう要望が出ているわけでございます。そういう中においても、こういう事故が発生したということでございますので、さらに先ほどと答弁は一緒になりますが、まず、みんなが安全だと思っていたのが崩れた部分、その検証、それに対する取り組み、改善はどのようにいかなければならないのかと。これをまず訴えていくことになると思います。議員のご質問趣旨は十分皆さん、今回の原発において今まで安全であるだろうと。だろうといいますか、あると。そういう認識でほとんどの方々がおられたと思います。そこが崩れたということでございますので、今まで以上にそういう部分、だろうではやっぱりだめなんだということを県の方なり、国の方なりにもしっかりとそれは声を出していきたいと、そうっております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で、立花寛子君の質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月9日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後0時04分）

## 第37回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成23年6月9日（木）午前10時開議

### 第 1 一般質問

13番 川守田 稔

1. 低所得者に対する減免措置について

4番 根 市 勲

1. 「達者村」事業の今までの取り組みと今後の方向性について
2. 町内には、多くの分野で活躍したり成果を修めた方が多数いる。  
この多くの「人的財産」を生かす方策について

14番 工 藤 久 夫

1. 3月11日の震災、津波、原発以後の節電、省エネルギー対策と今後の方向について
2. 町の観光及び関連産業の振興策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	11番	馬 場 又 彦 君
12番	立 花 寛 子 君	13番	川守田 稔 君
14番	工 藤 久 夫 君	15番	坂 本 正 紀 君
16番	小笠原 義 弘 君	17番	佐々木 元 作 君
18番	東 寿 一 君	19番	西 塚 芳 弥 君

欠席議員（2名）

10番 工藤幸子君

20番 佐々木由治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	工藤欣也君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	板垣悦子
主査	秋葉真悟		

---

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第37回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時02分）

---

◎一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。私は今回の一般質問で、生活保護世帯と、それよりも苦しい状況で生活なさっていると思われる世帯との格差について思うところを述べさせていただきたいと思っております。ご答弁よろしくお願いたします。

初めに申し上げておきますが、私は、生活保護制度の是非を問うつもりもありませんし、保護世帯について批判を述べようという姿勢は全くありませんので、そのようにご理解ください。また別の次元で論じられることかと思っておりますので、この場では全く違う立場で質問させていただきます。

生活保護世帯に対しては、さまざまな減免措置がされているのは皆さん周知のとおりであります。ですが、高齢者の年金生活者ですとか、また可処分所得というものの見方をしますと、生活保護手当以下の収入で生活しておられる世帯が相当数存在するであろうということは容易に想像できます。そこで、以下のことにご答弁いただきたいのですが、生活保護制度のもとで、どのような減免措置があるのか、法律的なこと、条例的なこと、税制ですとか、料金体系、料金につい

てですね。その辺の全貌をご説明いただきたいと思います。

2点目に、低所得者ですとか、貧困という概念を町当局はどのように理解しておられるのか、ご説明いただきたい。

3点目に、生活保護世帯に対する減免措置の一部をいわゆる低所得者に対しても適用することを模索することは、また、その逆の方向で考えていくことも社会的な平等性ではないかと考えますが、町当局のご見解を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、生活保護世帯の減免制度等についてでございますけれども、生活保護世帯になりますと、国の定められた基準によって、生活に必要な応じた八つの公的扶助を受けることができます。例を挙げれば、国保加入者においては、生活保護世帯になると、資格の喪失となり、かかる医療費については全額医療扶助を受けるということになります。そのほかにも、健康診査、インフルエンザ予防接種の自己負担額の減免、幼稚園、保育園の利用料の減免、所得税、町民税の課税対象外などがありますが、減免措置等につきましては、私の答弁の後に、健康福祉課長、また税務課長の方から詳細に答弁をさせたいと思います。

次に、低所得者についてでございますけれども、それぞれの制度によって異なりますが、通常は町民税の非課税世帯が低所得者ということになります。また、貧困ということでございますけれども、一般的には地域における標準的な生活様式として比較し、許容できない状態、例えば教育、仕事、または食料、保健医療、住居など、最も基本的なもの、サービスを手に入れにくい状況というふうにとらえてございます。

非課税世帯になりますと、社会保険制度における軽減措置があるわけでございまして、その方の所得や収入に応じて自己負担額、保険税、保険料が決定されていきます。適用される制度は医療保険制度、介護保険制度、障害者自立支援給付制度や保育料などがございます。

このように生活保護制度については、基本的には最低生活費の支給を行うということになり、公的扶助で賄われます。そしてまた、低所得者においては、それぞれの制度により軽減措置がとられているわけでございます。

それから、これら低所得者に対する社会的公平性でございますけれども、これにはいろいろ議論もあろうかと思っておりますけれども、一度答弁させていただいて、いろいろな文献、研究、文書などを含めてまた私の方から答弁をいたしたいと、こう思いますが、国民皆保険・皆年金等のように相互扶助の仕組みによって集団の力で救済してくという社会的目的のための国の社会保障制度によって、完璧ではないかも知れませんが、一定の公平性が保たれていると。課題はいろいろな部分で議員からもご指摘があるように、これはあると思っておりますが、どこかで基準線を設けなければそこもなかなか決められないという部分において、生活保護世帯と所得税、市町民税非課税世帯、ここを一つの基準として設けて、この線がいわゆる貧困線、生活保護基準線というふうにならずに言われております。我々はどうしても、まず国の制度の中で準じて行っていくわけございまして、現状においては委員からご指摘があったような生活保護者と非課税世帯、そういう方々の部分において全く問題がないということではないだろうなと思っております。

そこで、いわゆる生活保護者、生活困窮者と言われるわけでございますけれども、最低生活をみずからの力だけで維持できない方と。これは厚生白書によって述べられていることございまして、そういうふうにならざるを得ない方も、そういうふうにならざるを得ない方も、収入があると言われておりまして、前者の方が生活保護法による被保護者ということになりまして、公的扶助で賄われると。後者においては、制度によって異なりますが、町民税の非課税世帯、かなり軽減措置が行われているということございまして、貧困と低所得者の一つの定義になりますが、これも厚生労働省の白書からの中ですが、税制上において市町村民税非課税者を示している。低所得者を測定、把握する手段として一応現実に即しているというふうにおもわれます。

貧困と言われる言葉でございますけれども、先ほど申し上げました必要最低限の暮らしがおぼつかない状況の方々というふうには、ここには絶対的基準と相対的基準というふうに分かれておりまして、絶対的基準というのは、地域全体がそういう貧困状態、厳しい生活の中というふうなとらえ方、相対的基準というのは、一般的平均を基にしながら、だれだれよりはうちは厳しい生活だと、そういう比較をして判断すると。二つの基準があると。これも私も今回インターネット等で勉強させていただいた経緯でございますけれども、そこにおいて相対的基準の場合は世帯の所得から税、社会保険料等を除いたいわゆる可処分所得、これは世帯人数等で割ったもので示すものでございまして、ここにおいて一つは、いいのは判断者によって私意が入らない、個人的な分が入らない余地はあるものの、あくまでも平均値との比較によって判断するため、貧困と言われているけれども、国によっては貧困でないというふうにもされることもある。いろいろそれぞれに

いい部分と課題を持つ部分というのがあると思っています。

これは一つの研究論文集でございますけれども、名古屋文理大学の小林成隆氏、西川義明氏の研究論文集をちょっと拝見させていただきましたけれども「この制度の中で1億2,000人を超える国民を要して複雑化している諸制度を効果的に運用していくためには、現行のシステムに頼る以外に方法が今はないと。しかも市町村民税非課税者という基準にかわり得る適切な基準が見出せない以上、厚労省の定義を了とせざるを得ないであろう。」というふうに締めくくっているわけでございますけれども、どこかで線を引かなければならないという部分が所得の部分において非課税世帯等の分け方で生活保護者と低所得者というふうな分け方になっているというふうに考えております。

そこで、生活保護者、我々もよく低所得者の方が本当に厳しい生活を送っているというふうな声を聞きますが、本当に生保の方々、もちろん収入がない中で生活をしていくわけでございますし、そういう方々はしっかりと国の制度の中でこれは支えていかなければならないと、こう思っておりますし、低所得者の方々もそういう切り詰めた中で頑張っている生活をしていると。そういう部分においてはしっかりとそういう方々も安定した生活をしていける。そういう部分はやはりしっかりと構築していかなければならないだろうと、こういうふうに考えてございます。

低所得者の場合には、所得、また年金等があった場合には、その額が控除されるわけでございますので、生活保護の方々が仮の数字として90万円になった場合、低所得者の方々、年金で100万円となった場合、そこが控除されますので、所得としては100万円、生活保護者よりはまず所得があるというふうになるわけでございますが、いろいろそういう制度の中で減免をしながらという措置は行われていると思っておりますので、何とかご理解をいただきながら、ただ、議員が話されておりました部分については、我々もそういう部分というのもしっかりと頭に入れながら取り組んでいかなければならないと、このように思っております。

あと、減免措置の内容等々につきましては、担当課長の方から答弁をいたしたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） それでは、低所得者に対する軽減措置という部分で、社会保険制度の中の主なものをご説明いたします。

議員ご存じのとおり、国民健康保険がこの医療保険制度の最もなものと考えております。この中では、税法で最大の7割軽減、それから5割軽減、2割軽減等がございます。これらに関して



は、世帯の所得の合計額等が33万円以下という形のいろいろな所得金額に応じた軽減措置となっております。

また、介護保険制度においては、6段階の徴収基準額がございますが、この中の1階層、2階層、3階層までが、それぞれ5割軽減、2割、25%の軽減などを措置しております。

それから、後期高齢者の医療制度におきましては、9割軽減、8.5割軽減、2割軽減など、細かな軽減措置をとっているところでございます。

そのほかには、自立支援法、いわゆる身体障害者等への軽減措置というものもございます。町長の説明にもございましたが、保育料等も所得階層が8階層ございまして、それぞれその所得に応じた軽減措置がとられております。国の基準よりもさらに町が徴収、その地域に合ったいわゆる支払い能力を勘案した減額も行っているところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 町税等の関係の減免等についてお答え申し上げます。

まず、町税等では先ほど町長等からも答弁がありましたとおり、町民税、固定資産税、国民健康保険税も生活保護の場合は減免となります。国民健康保険税の場合には、生活保護となると、もう国保はかからないんですけれども、生活保護以前の税がありますので、それらについては減免の対象となる場合があります。

そして、そのほかに、公的扶助を受けている場合には、証明手数料等が免除となります。

次に、低所得者の減免措置でございますけれども、先ほど福祉課長の方から軽減措置を申し上げましたが、減免もございまして、介護保険料も生活保護者以外に著しく収入が減少した場合等は減免措置があります。それから後期高齢者の場合もそうです。前年の所得に対して課税されますけれども、納付する年度において著しく収入がなくなると、そういう場合もありますので、それらについては低所得者の場合も減免措置があるということでございます。

町民税の非課税措置でございますけれども、これは生活保護1、2、3級地と級地がありまして、それをもとに、各町村の非課税の算定する額が決められていまして、南部町の場合は28万円に扶養者と本人の数を掛けて、それにプラス扶養がある場合には16万8,000円、それ以下の場合には町民税がかからないと。そういうふうになっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 教育委員会関係で、生活保護関係の減免措置というものも一つございまして、町立幼稚園の保育料と入園料の減免制度がございます。生活保護を受けている世帯の子供が町立幼稚園に入園した場合、保護者から支払っていただく入園料と保育料でございますが、年間の合計額8万2,500円になってございますが、その中から2万円を減免すると。仮に幼稚園に3人の子供が入園している場合、1人目が2万円、2人目が4万9,000円、3人目が7万8,000円の減免というふうな措置をしております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） ご答弁、ありがとうございました。

このことを一般質問で取り上げようと思ったのは随分前からのことではあったんですけども、確かに生活保護は生活保護で考えると、そういう制度ですし、困窮者ですとか、いわゆる低所得ですとかって、そういった人たちと並べて考えるには、基準が余りにも違い過ぎるようなところがありまして、なかなかよくわからなかったんですよ、今まで。一般質問をしてもまだよくわからないですよ、本当は。

それはどういうことかと言いますと、いろいろなところで低所得であってもそれぞれの減免措置はあるというのはわかりました。私はあんまり全体的に細かなことまでわからないで通告したんですけども、ですが、このことをちょっと取り上げてみようと思ったそのきっかけが、もう高齢者の年金生活者なんです。それで、2カ月ごとに6万幾らかの年金がおりてくるんだと。それからあれ引かれ、これ引かれ、何だかんだって、何ぼ残ると思っているのかみたいな話になるわけですね。そうすると、確かにある程度の水準の所得がある人にとってはいいのかもしれない。そういうさまざまな支払いをしても、それなりの金額が残る人は何かしら別な考え方をする余地があるような気もするんですけども、例えば、収入が2カ月に1回の6万何がしのという、その月あたり3万幾らですか。そういった人に関しては、今ご説明いただいたような減免ですとか、減額ですとかっていうのその恩恵に預かって、恩恵は受けているんでしょうけれども、もっと切実な現状がその後に残るといところが目につきまして、こういう質問をした次第だった

んですよ。

それで、この一般質問に関してちょっといろいろ調べて、いろいろ考えていましたら、どうやら一つ気がついたんですよ。町の条例のつくり方ですとかということを見ると、生活保護世帯というのがさも最底辺であるようなものの考え方をしている。そういうことを基準にした免除制度のつくり方という考え方が一つあるような気がしたんですね。ですけれども、今どきの現状を見ると、決してそれは何かちょっと既成概念といいますか、勘違いじゃないのかなという気がするんですよ。ですから、そういう広い、今の行政のあり方でもって取り残されているような人が随分といるような気がするんです。そういった人たちのことをもう少し具体的に1人でも2人でも救済できるようなものの考え方が行政にはできないものなのかなというのが一つの問題意識がありました。

できれば、私が今申したような、多分担当の課長さんであれば、現場におられれば、そういった人は多分目につくんだと思うんですけれども、多分存在は承知しておられるんだと思うんですけれども、1万何千人の人口に対して、そういう1人、2人は多いのか少ないのか私にはわかりませんが、そういうものの考え方で臨んでもらいたいなと希望を述べて終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） おはようございます。私は6月の定例会に当たり、大きく2点の質問をさせていただきます。

質問に入る前に、さきの大震災、大津波による2万人以上の犠牲者の皆様のご冥福と被災された多くの方々の生活再建と復興を心からお祈りを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。1点目の「達者村」事業の今までの取り組みと今後の方向性について質問に入ります。

辞書で「達者」という文字を調べてみますと、次のように書いてありました。

一つ、ある道を究めた人。達人。2、あることに熟達しているさま。上手であるさま。3、体の各部の働きが優れているさま。体に悪いところがなくてしっかりしているさま。4、物事をするのにしたたかたかたか、抜け目のないさま。

私は、この意味を改めて読み返してみても、旧名川町時代がこの事業の構想を組み立てた当時の

ネーミングというか、大変よい名前をつけてくれたと改めて感じております。「名実相伴う」という言葉がございます。評判と実際とが一致するという意味でございます。

しかし、合併して早くも満5年半が経過して、達者村という名前は徐々に町民にも、あるいはこの周辺の皆様にも認知されてきましたが、具体的にどのように「実」の部分を形づくっていかうとしているのか、方向性がはっきり見えてこないような気がしております。

この達者村事業をだれが主体性を持って進めていくのか、どのような方向を目指していくのか、もう少し明確なコンセプトを示して、多くの町民が団結して行動すべきではないかと思って今回の質問のテーマに取り上げてみました。

そのような観点から、達者村認証品として、南部町では選定をして特産品として売り出し、PRに努めてきたようですが、これはどういう目的と目標で始めた制度で、今までにどのような成果というか、結果を出しているのでしょうか。

また、今後目指す方向はどのように考えているのでしょうか。

次に、小さな2点目として、「達者村」という大変覚えやすく、親しみのある名前を生かして「衣」「食」「住」すべての分野で南部町全体の活性化につながる施策を展開すべきだと思いますが、農・商・工それぞれの連携と効果的な施策はどうあるべきだとお考えでしょうか。この事業について、今までの取り組みの成果や反省点、今後の行政のかかわり方と官・民のあり方について、どのように考えているのでしょうか。私はもう少しこの名前を生かして、町民がもっと豊かになる。今より満足度が増加するようになってほしいという気持ちで、この質問をさせていただきました。

次に、大きな2点目として質問に入らせていただきます。

私は運送会社の経営にかかわりながら農業にも取り組んでいるわけですが、近年、業種を問わず、この世の中は大変厳しくなってきました。まるで出口の見えないトンネルに入って、どんどん下り坂をおりているような不安な状況のように思えてなりません。農家や小売の商店や、多くの民間の企業は、今年の春の震災以降、さらに厳しさを増して、売上の減少、受注の減少に伴うさらなる経費の削減等、生き残るために大変な状況であります。そういう厳しい環境の中で、頑張っている町民の立場から、役場の仕事や職員の働きを見ている目は今まで以上に注目されてきていると思います。役場で働いている職員、町長初め、管理者の皆さんや、私ども議員までこの町がよくなるために、豊かになるためにどんな働きをしているのか、もっと少ない経費でもっと少ない職員で、もっと効果の上がる仕事ができないのか。このような景気だったら国も地方も税金が減って大変だろうとか、この町に住んでいる町民は、みんなが町や、自分や、

家族の今後に不安を感じて心配していると思います。

最近、外国でも通用するようになった「勿体無い」という意味は、有用な人間や物事が有効に生かされずに「残念だ」などということだと思えますが、そのような観点、視点から、南部町内には多くの分野で活躍したり、成果をおさめた方が多数おると思えます。この多くの「人的財産」を生かす方策について3点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、この町の行政の効率的な運営に生かそうとした場合の課題はどのような点かと。

2点目は、町の教育、文化の振興発展に今まで以上に活用する場合の課題はどのような点か。

3点目として、町内の農・商・工等の新たな起業や転換等に生かす場合の課題はどのようなものかについての見解を伺います。町長のこの町の未来が明るくなるような答弁を期待して、私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げます。

大きく分けて2項目、詳細については6項目になろうかと思えますけれども、まず、1点目の達者村事業に関する点でございますけれども、その中で、認証産品、これは生産者の生産意欲の向上を図ることと、また農産物に付加価値をつけて少しでも農業所得につながるようにしていきたいということで認証産品の制度をつくる取り組みをしたわけでございますけれども、現在、平成22年度末において61品目が認証されているところでございます。認証を受けた各産品につきましては、町内の農産物直売所や商店、町有施設等で販売されているほか、ふるさと物産展等の町内外、県内外でのイベント等で販売し、好評をいただいているところでございます。

昨年度は、議員の皆さんもご存じのように、全国のご当地情報番組において八助梅が紹介されたところ、非常に大きな反響がありました。このような資源の掘り起こしや購買意欲をかき立てるパッケージングを初め、消費者への訴求力のある商品情報の周知・共有等を図ることでまたさらなる販売を拡大し、先ほども申し上げましたけれども、生産者の生産意欲の向上等を図りながら、つなげながら、今後ますますまた達者村振興に結びつけていきたいと考えてございます。

次に、達者村のブランド、農業、商業、工業それぞれの連携と効果的な施策ということでございますけれども、これはそれぞれの担当課によつての答弁があるわけでございますけれども、まず最初に、交流的見地から述べさせていただきたいと思えます。

達者村の推進体制でございますが、町内の商工業、観光分野等を初め、グリーン・ツーリズムの関係団体からの参画をいただいて、達者村づくり委員会を組織してございます。私町長を本部長とし、町の課長級職員を委員とする達者村推進本部を設置するなど、幅広い分野にわたって達者村の振興体制を整えているところでございます。

特に、達者村づくり委員会でございますけれども、活動の中核を成す組織でありまして、同委員会での検討を通じて、各分野にまたがった新たなアイデアが生み出されることも一つ設置のねらいでもあるわけでございます。

今年度は達者村事業のNPO法人化を進める調査をしているところでございます。新たに生まれたアイデアの一つ一つを的確に拾い上げ、効果的なコーディネートとその実施を支援することも達者村事業のNPO法人化に向けての取り組む課題であると、こう思っております。NPO法人といっても、やはり一つの収入という部分がなければ活動できないわけでございまして、そういう課題はございます。ただ、その委員の皆様がみずからそういうNPOの法人化にまずは動いていかないと変わらないということで、前向きなご意見をいただいたと、こう思っておりますので、我々行政としても、達者村づくり委員会の皆さんとともに、どのようにしていけばそれが達成できるのかどうか、そういうのを一緒に考えながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

次に、商工業的見地からでございますが、これまで農家や自治体らが個別に取り組んできた産地直売、農家民泊、農業観光などをパッケージ化した交流を達者村ブランドで実施することが大事だと思っております。その中で、新たな商品開発や農商工の連携を深め、「達者村」というロゴマークを事業横断的に、効果的に活用することで、存在感を高めていきたいと思っております。

しかしながら、積雪寒冷地の農村環境でございますので、農作業・ボランティア育成・娯楽の機会など厳しい面も現実としてはあるわけでございますけれども、より多くの町民の方々に参画してもらえらるようしていくということが非常に達者村事業を進めていく上で、ご理解もいただけることになろうと思っておりますので、いかにまず多くの町民の方々にその取り組み等について参加してもらおうか。この体制をしっかりとつくっていかねばならないと、こう思っております。

次に、農林水産業的見地からになりますと思っておりますが、町内の加工グループが組織する先ほど申し上げました特産品認定品もあるわけでございますけれども、特産品協議会の指導または町の補助金を交付して支援を行っているところでございます。ブランド化を推進する上で、消費者への当然安全安心な農作物の生産の指導徹底はもちろんでございますが、農薬適正使用のポジティブリ

ストの周知徹底、ここは非常に大事なところだと思っておりますので、徹底して周知をしながら取り組んでいきたいと、こう思っております。

農・商・工連携でございますけれども、農林漁業者等による農林漁業の6次産業化、これも法律に基づいて事業等を活用して、農業者みずからチャレンジ精神と責任を持って進めていただけるよう、今後とも関係機関と情報を共有しながら進めていきたいと、こう思っております。その中においては、前回根市議員からもご質問をいただいております内水面事業との取り組みということもお話をいただいております。前回も答弁をしたとおり内水面事業、ここを達者村事業の中で取り組んでいくことができれば、非常に広い分野における事業展開ができると思っておりますし、それぞれ広い範囲で参画してくれる方々が出てくると、こう思っておりますので、その内水面等も取り組みをしていけるようにしていきたいと、こう思っております。

次に、今までの取り組みの成果、また反省点、行政とのかかわり、官民のあり方についてのご質問でございますが、まず、今までの取り組みとしまして、究極のグリーン・ツーリズムを目指し、青森県一の果物王国を全面に出し、「友～ったり 遊～つくり 農～んびり」をキャッチフレーズに交流人口増加に取り組んできているわけですが、特に果物狩り、これらの収穫時期を迎える「さくらんぼ狩り」いよいよこれからサクランボがスタートするわけですが、初めとした各種フルーツ狩り、「農業体験修学旅行」の受け入れ、「通年農業観光」等、地元の自然、文化、また人材を生かして来町される多くの方々との交流を深めてまいりたいと、こう思っております。

反省点といたしましては、中長期的な滞在の方々、谷中さんご夫婦が来られて、その前にも1カ月大阪の方から滞在している方とかあったんですが、なかなかその後、中長期的な滞在の方々が進んでいないということが現実でございます。また、そういう部分をしっかりとPRを支援しながら発信をしていかなければならないと、こう思っております。

それから、今後の行政のかかわり方、官民のあり方でございますが、達者村事業を推進するために達者村づくり推進委員会、この組織に大きな役割を果たしていただいているわけですが、事務局的な部分で行政がかかわっていることから、今年度のNPO法人化に向けた調査、そしてまた民間の団体で行った方がいいのかどうか、行政がかかわってより一層事業展開を望める部分と仕分けを進め、さらなる交流人口をふやしていきたいと、こう思っております。先ほども申し上げましたが、やはりできるだけ多くの住民の方々が参加、参画していただくことによって、達者村事業についてもご理解をいただけると思っておりますし、また町民の方々もやっぱりみずから参加していくと、やはりまたその意欲という大きなものが出てまいります。その点を

しっかりと進めていきたいと、こう思っております。

次に、2項目目でございますけれども、人的財産を生かす方策等についてのご質問でございます。議員ご指摘のとおり、町内にはさまざまな分野で活躍されたり、成果をおさめられたりしている方が多数おられます。また、町外で活躍されている方々もいらっしゃるわけございまして、この貴重な人的財産を当町の行政にも活用するということは、効率的、また効果的な行政運営の面からいっても、非常に重要なことだと考えております。

今までそれぞれの各種団体、委員会、審議会等の場合、行政側からお願いをして委員になっていただくというパターンが多かったわけでございますが、一部中には一般公募をして、やはりそういう部分にみずから参画をして、一緒になって取り組んでいきたいという方々もおられます。できるだけそういういろいろな会、一方的に行政側からどうしてもお願いをしていかなければならない部分もありますけれども、みずからこういう分野においては、参加したいという方々も募っていききたいと思います。町の総合振興計画を合併後につくるときにも公募をいたしました。それぞれ意欲的な方々が委員にもなっている経緯にもありますので、そういう部分も、これはあくまでも地元にいる方々にも広く参加していただけるような体制を整えなければならないなと思っております。

また、この後、工藤久夫議員さんからも人材の部分をご質問いただいておりますが、今、谷中ご夫妻には特派員という形をお願いをしております。いろいろな市町村においても大使という形で人材を活用している自治体がありますので、そういう大使、また特派員、そういう方々になっていただいて、当町のPR、また事業等に参画していただく、そういう部分も考えております。

次に、教育、文化の振興、発展等に生かす部分でございますが、教育委員会の方からこの後答弁をさせたいと思っておりますが、比較的教育、文化振興等については、いろいろな技術、能力を持っている住民の方々がおられまして、ここにおいては、非常にそういう町民の方々を活用しているなというふうに感じております。小学校、中学校、そういうところでも町民の方々、一般の方々に指導もしていただいておりますので、ここはさらにまたすばらしい人材の方々にお願いしていきたいなと思っております。教育委員会の方から詳しくまた答弁をいたします。

次に、農、商、工の新たな起業や転換等を生かす場合の課題等でございますけれども、新たな起業や転換等をする方々のニーズ、要求の把握、それに対応可能な人材とのマッチングが成立して、初めて人的財産の有効活用が図られると思っておりますので、やはり最新の情報を早く伝えること、そしてまたいろいろな事業があること等を活用していただくために、情報の収集と情報の発信、これが非常に大事になってくるのかなと、こう思っております。そういう中におい



て事業を立ち上げたいとなった場合には、どういう補助事業等があるか。こういうことをしっかりと詳細にわたってお知らせをして、活用できる事業というのは活用しながら、新たな企業等を起こしていただければなど、こう思っておりますので、早い情報の収集と情報の提供をきっちりとしてまいりたいと、こう思っております。私もできる限り町民の皆様が明るく、将来に夢を持って生活できるように、議員と同じ思いでおりますので、今後一緒になってまたそういう一つ一つ、一步一步前に進んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） では、町の教育、文化振興に対して、人的財産というふうなことで述べたいと思います。

南部町内の幼稚園、あるいは小・中学校では、授業や部活動、またスポーツ少年団等で版画や合唱の講師のほか、郷土芸能のえんぶり、手踊り、体験学習その他、人的な財産というようなことで多くの方からご指導をいただいております。そういうふうな面で、専門的な知識、経験、優れた技術を持った町民の皆さんから子供たちのご指導を現在も盛んにいただいている最中がございます。

また、公民館講座のほか、サークルやグループ、各種団体など、社会教育活動を通じて、専門的な知識、経験、優れた技術などを持った町民の皆さんから盛んにご協力をいただいております。

このような取り組みで、学校からは「教育の向上につながる」また、町民の皆さんからは「みずから学びが生かされる場として生きがいを感じる」といったご意見をいただいております。このような活動を継続して進めることによりまして、地域にいらっしゃる専門的な知識や経験、優れた技術などを持った新たな方々を「人的財産」として発見できるとともに、町民の皆さんによる地域活動を通じて、地域を支え合っていく人材の育成、地域の活性化、さらには地域の教育力の向上につながっていくものと考えております。

今後、町民の皆さんから、幼稚園や小・中学校等の教育、あるいは文化の振興、発展に貴重な時間、知識、経験、技術などを注いでいただけるよう、町民の皆さん、また各種団体と連携をとりながらさらに深めていきたいと思っております。

詳しいことについては、担当課長の方から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 社教課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 今教育長の方より説明がありましたけれども、社会教育課で行っています事業につきまして、ちょっとご紹介の方を申し上げたいと思います。

社会教育課の方では、各分野の専門家、愛好家の方々に、授業などの学校教育活動に参加してもらうことによりまして、児童生徒の基礎、基本の定着を図りまして、地域に対する愛着の心を育むことを目的といたしまして、学校と地域ネット推進事業というのを実施しております。具体的には、町内の小学校、中学校の教育活動において、人的登用の要望があった場合、社会教育課が調整を行いまして、地域の方々より協力をいただきまして、事業を実施するといったものです。授業の中での登用はもちろんでございますけれども、クラブ活動や総合学習、それから朝の自習の読み聞かせなどと、内容も多岐にわたっております。なお、学校は時間的な制約があること、さらには限られた方々への依頼が集中する傾向があることから、今後は、社会教育団体やグループ、サークルなど、各団体に対しまして、地域活動を通じて、地域を支えていく人材を育成することを目標に学校と地域ネット事業、そして公民館講座など、実践活動を提供することによりまして、さらにより地域の方々への学ぶ体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） 時間もあることだし、ちょこっとまた再質問させていただきます。

町長が言われたとおり、議員になって1回目の質問で達者村を質問させていただきました。そのときは、達者村というのは、合併して所在地がどこにあるんだ、達者村はどういう仕事をしているんだというのをお聞きしましたけれども、今は皆さんご存じのように、達者村というのが皆さんに聞こえてきている、その中身の「実」をどういうふうに今ブランド化して、売って、手に入れるかと。それをまずもって町長から進んでやってもらいたいというのが一つです。

町長のまず仕事で、何を住民が望んでいるかという、そういういいブランド化した物を目標を立てて売って、また来客者も多く町へ来れば、物も高く売れるし、町民の生活も豊かになる。そういう具体的な目標を掲げて、町民が一丸となって、まず努力、そういう強いリーダーシップ

を町長からしてもらいたいという質問でございました。

あとは、人材的でございますけれども、現在、震災や原子力発電所の事故の関係で、多くの町民の方々が知らないかもわかりませんが、今後相続税、法人税、変わって町民の負担が本当にふえる方向になっております。さらに消費税も2015年までに10%上がる、その議論をされております。そして、残念なことに公的年金の支給開始年齢も順次おくらせられて現役の働いている30代、40代の方々のもらえる時期が70歳ぐらいまで延ばされてくるのではないかと、そういう不安になるようなことばかり検討されております。私はそうならないことを希望しておりますが、可能性は高まっていると思います。したがって、仕事を定年なされた年金だけでは食べていけないと。先ほど川守田議員もおっしゃっているとおり、多くの町民が不安でいっぱいなわけです。そのためにも具体的な施策検討時期ではないかと考えて質問させていただきました。ぜひ町民がこの南部町で暮らしてよかったなと思えるような答弁を期待して質問を終わります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

(午前11時06分)

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

(14番 工藤久夫君 登壇)

○14番（工藤久夫君） 私は今回大きく2点の質問をさせていただきます。

3月11日の大震災、大津波、そして福島県の原子力発電所の事故以来の今までにない節電省エネルギー対策について、これからの方向はどうか、そういう視点から質問させていただきます。

今後の節電、省エネルギー対策は、町政と町民生活にどのような形で進めていく予定でしょうか。まず、伺います。

次に、これからは、再生可能なエネルギーを多方面から生かして活用する施策が求められてくると思われます。

バイオマスエネルギーや水力、太陽熱、風力などを生かして化石燃料や原子力エネルギーに今までのように依存しない方向性は、場合によっては都市部では実現不可能でも、南部町だからできる新たな産業の振興、雇用の創出につながるような展開も考えられると思いますが、その点、町ではどのようにお考えでしょうか。とりあえず節電という観点から役場及び学校、公民館など、行政としての取り組み、また、町民生活における取り組み、また町内の商店や企業の取り組みと分けて考えた場合に、今までの電力の使用実績とこれからの節約の目標及びそれぞれの達成のための周知方法などの具体的な説明をまずお願いいたします。

次に、2点目として、町の観光とその関連した産業の振興策について質問させていただきます。

町の観光及び宿泊、飲食等の来客数と売上高の推移について町ではどのような認識を持っているのか、詳しい説明をまずお願いしたいと思います。

次に、現在、多くの自治体でPRのために例えば八戸市では「八戸大使」とか、あるいは多くの自治体で自治体のPRのための「〇〇通信」というようなPR雑誌を発行して集客力の向上やリピーターの拡大のために広報に努めております。

当町ではどのような取り組みで集客力の向上に努めてきたのか、またこれからは具体的にどのような目標で新たな取り組みを企画されているのかお答え願いたいと思います。

また、観光振興策という視点から商工会、観光協会、行政の役割分担は今までどのような経過をたどって連携してきたのか、今後はどのように進めていく予定なのか、お答え願いたいと思います。

それでは、これで私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の今後の節電、省エネルギー対策における町政及び町民生活についてのご質問でございますけれども、政府においては、去る5月25日、夏の電力不足への対応策として大口需要家（契約電力500キロワット以上）それと小口需要家（契約電力500キロワット未満）また一般家庭に対しまして、一律15%の節電を求めると正式決定いたしました。当町におきましては、そ

それぞれの庁舎及び各施設は、政府の分類でいう小口需要家に該当しますので、当然のことながら15%の節電をしていかなければならないと考えております。

また、各種イベント等の開催については、電力使用のピーク期間、また時間帯を外すような日程上の変更等をするという可能性があるか検討が必要であるとと考えております。

一般家庭でございますけれども、平日の午前9時から午後8時までの時間帯に15%の節電が求められております。例えばエアコンの室温の温度設定をこまめに調整するとか、冷蔵庫の扉をあける時間帯をできるだけ減らすとか、それ以外にさまざまな工夫が必要であるとと考えております。

一般家庭におきましては、あくまで自主性が頼みになってくるわけでございますが、節電はだれにでもできて、無理のない方法で行ってもらえるよう、具体的な節電の事例等を広報に掲載し、節電意識を高めてまいりたいと、こう思っております。

先般、東北電力八戸の所長さんがおみえになりまして、節電等のお話がありました。町民の方々も節電はしなければならないという気持ちは皆さんお持ちだと思います。そういう中で、具体的にどういうことがどれぐらいの節電になっていくかと。こういうことをぜひ南部町だけではなく、地域全体、また市町村、同じようないわゆる広報内容といいますか、これをお願いできないものかというお話をさせていただきました。東北電力さんの方では、それを今作成しているはずでございます。そのことを我々がまた広報誌で町民の皆さんに周知を図りながら、この一つ一つがこれだけまず節電になっていくんだなという部分でご理解と、また意識が高まっていくことだと、こう思っておりますので、しっかりそういう具体例をさらに出しながらお願いをしてみたいと、こう思っております。

また、町では3月の東北地方太平洋沖震災以来でございますが、街灯や防犯灯の一部、また庁舎を初めとする各施設の蛍光灯の一部を消灯するなど、節電に取り組んでいるところでございます。

先月25日、政府は、電力需要のピークとなる夏場の節電に向けて「電力使用制限令」を決定し、先ほど申し上げました電力使用料の15%削減に向けた自主的な取り組みが求められているところでございます。

町では今後、これまでの節電対策に加えまして、冷房施設運転等における設定温度の管理、事務機の待機電力抑制、施設周辺における庭園灯や駐車場灯の消灯の検討などによって、町の方では、電力使用料の20%の削減を目標にして取り組んでまいりたいと、こう思っております。

また、省エネルギー対策としてしましても、節電に加えまして節水、効率的な暖房運転、燃費向上につながる公用車の運転、エコ製品への買いかえの検討などもまず取り組んでいかなければ

ならないのかなと考えてございます。

節電、省エネルギー対策につきましては、町民サービスの低下を招かないような範囲の中におきまして、総力を挙げて取り組んでいかなければならないと、こう思っております。

そしてまた、電力が不足していく場合は、日中の時間帯だというふうに東北電力の所長さんのお話でございました。この日中の電力を夜の方に移行していけば、全体としてのエネルギーはまず間に合う計算になるんだけれどもと。ですから、例えば日中同じ時期に洗濯をする方たちが夜の方に洗濯をしていただく、そういう形をとっていくと、1日の量が平均的になっていくと間に合う計算になるんだけれどもと。それぞれただ職種がございまして、皆さんがそうはいかないと思いますけれども、そういう日中がいわゆる不足になるというお話をしておりました。そういう部分も町民の皆様にもまたしっかりとお知らせをしていかなければならないと、こう思っております。

次のバイオマスエネルギー等々の自然エネルギーを生かした町の産業振興、雇用創出の件でございすけれども、震災、原発事故を受けて、国際会議での自然エネルギー20%宣言があったわけでもございすけれども、新エネルギーの開発やエネルギーの節約について非常に関心が高まっているわけでもございす。私は昨日、立花議員にも答弁いたしましたけれども、まずは今需要に対して供給が原子エネルギーなくして賄えないというのも現実なわけでもございまして、ただ、このような事故がやはり発生したということを考えれば、一気に自然エネルギーに転換するという部分はコストも相当かかるわけでもございすので、一気にはいかないだろうけれども、やはり今回の事故を考えますと、まず我々は供給という部分も考えていかなければならない。その観点も含めて、検証、そしてより安全の確認、これはきっちりやらなければならないだろうと。その中において、やはり段階的に自然エネルギーに転換をしていくということはまさに、今の事故からすると、当然そういうことを考えて、また取り組んでいかなければならないことだろうと、こういうふうにも考えてございす。

当町の自然エネルギー活用でございすけれども、風力発電を福地小学校と名川中学校で一部導入しておりますが、規模的には数量でございすので、雇用までにつながるということには至ってございせん。

参考に、皆さんもご存じのように、また議員の皆さんがご視察にも行かれた葛巻町でございすけれども、主産業の林業、畜産を活かしたバイオマスエネルギーや風力エネルギーを活用して、雇用や産業につなげているわけでもございまして、当地区も日照時間が長いということもございす。太陽光発電の導入に対しても国、県の補助、また助成事業の創出に期待するものでございす。

いますが、先ほども触れましたランニングコストが非常に高いと。先般テレビでも原子力エネルギーが5円から6円だったのでしょうか、4円から5円だったのでしょうか、そういう中で自然エネルギー等々が倍ぐらいのコストにもなるというのも報道されておまして、我々限られた予算の中で、また取り組みをしていかなければならないわけでございまして、そういう部分転換してやっぱりいかなければならないという思いと、将来の子供たちに逆にまた財政負担をかけない中ではどうしていかなければならないのかというのも同時に考えながら取り組みをしていかなければならないと、こう思っております。

次に、大きな項目の町の観光関連産業の振興策についてでございますけれども、まず、直近で公表されております平成21年度の観光客数の人数でございますが、約104万人というふうになってございます。うち、宿泊者数が約1万人、日帰り客が約103万人となっております。また、県外客でございますが約20万人、県内客約84万人となっております。この数字はただ、バーデハウスの利用者の方々的人数も含まれてございます。

観光客数でございますが、県内町村の中でも深浦町に次ぐ2位となっておりますが、これまでの達者村事業を初めとする特に観光事業等のお祭り等を含めてでございますが、推進による効果が大きいと思っております。

次に、売上金額でございますが、市町村単位での統計資料が公表されておきませんので、青森県観光統計を参考にした概算数値でございます。正直なところははっきりした数字というのが出てきませんので、おおよその金額ということで、当町の宿泊消費額は約1億1,460万円、飲食消費額が約7億700万円、買い物などの消費額は約9億7,000万円であるというふうに計算してございます。これははっきりした資料が出てこないものですから、私も担当の方とこの根拠になる部分というものをちょっと確認いたしました。一つは104万人という人数に平均1人1,000円ぐらいと。これは時期によってはサクラランボの時期になると万単位でまず購入もいただくわけですが、そうでないところも合わせながら、そのぐらいの金額というふうな算出で答弁させていただいております。

今年度はただでさえデフレの影響によって、消費低迷であり、業績の厳しい観光業界に震災の影響も追い討ちをかけたわけでございます。大幅に県外客の獲得が難しい状況であるわけですが、各関係団体や旅行会社との連携をさらに強化しながら、少しでもまず多くの方々に来ていただけるように取り組まなければならないと、こう思っております。

次に、集客力向上への町のPRにおける取り組み、具体的な目標等でございますけれども、現在、町では春祭りからえんぶりまでの期間、1年間を通して地域に根づいた祭りを実施している

わけでございます。

周知方法といたしましては、新聞紙面での広告のほか、テレビ、ラジオでのスポット広告、折り込チラシなどを活用しております。町及び観光協会のホームページでも告知をしてございます。

また、今年度からは緊急雇用対策事業を活用しまして、毎週水曜日正午から50分間FM青森で町の紹介やイベントのPRを1年間行ってございます。これは国の補助100%を受けてやっているわけですが、毎週水曜日50分間の放送になりますので、相当なPR力になっていると、こう思っております。

さらに八戸圏域定住自立圏の観光PR事業としまして、組織市町村の観光パンフを互いに観光施設に設置しております。今後は、海外観光者向けのパンフレットを作成、設置する予定でございます。

また、県外からの誘客対策としましては、首都圏の旅行客をターゲットとした青森ディステーションキャンペーンが行われております。町としても積極的にイベントに参加をしながら、昨年は、旅行会社、メディア、JRグループ各社に対して観光PRを目的としたレセプションへの参加、また東京の原宿表参道でのイベントの際においては、観光PRのほか、地元のえんぶりの実演なども行ってきました。

今後は町で実施しております各種祭りやイベントと、また、先ほど根市議員からもお話がありました達者村事業、そしてまた農業観光との融合を図りながら、関係機関との連携を強化して、誘客を図ってまいりたいと、こう思います。

町には、特に文化施設であります南部御霊屋や白華山法光寺、また郷土芸能の南部手踊りなど、町に有するさまざまな観光文化資源がありますので、そういう発信というのも非常に大事だと、こう思っております。

また、町の宿泊施設でございますが、バーデパーク、チェリウス、またチェリリン村と達者村事業の農業観光及び観光文化資源を取り込んだ滞在、体験型の観光オプションを作成するなど、より以上魅力ある南部町を全面に出していきたいと思っております。

不況、震災の影響で厳しい状況下、青森県自体も新青森駅開業によって、大規模にキャンペーンを行って誘客を図るという取り組みで進めてきたわけでございますが、3月11日の震災によって思うように誘客が図られていないというのも事実でありますし、キャンセルも出ている状況だというふうにお聞きをしておりますけれども、これからまた、ディステーションキャンペーン、本格的に取り組むをしていく時期に入りました。そのときに、どうしても青森、津軽地方、下北に集中しているキャンペーン内容でございますので、三八地域がいかにして我々の



地域にも、行く前、また帰りに寄ってもらえるようにしていくかというのは、南部町はもちろんでございますけれども、三八、特に八戸自立圏構想の加入市町村でもってまたこれは積極的に取り組んでいかなければならないのかなど、こう思っております。

次に、これは交流関係からの視点でございますが、達者村ホームページを利用した最新の活動状況、各種イベント等、次に達者村農業観光振興会が展開している各種フルーツ狩りのPRのために毎年フルーツ娘を委嘱しながら、情報発信をしているところでございますけれども、平成21年度からは横浜市との人事交流によりまして、横浜市栄区区民まつりに参加をしております。その2人目の研修生が来て、ことし4月に戻ったわけでございますが、1人目の横浜市の職員は、栄区に前に勤務したことがあって、ご縁ができて、今参加しております。4月に帰られた職員も今旭区の方の区民まつり、そういう部分もどうかという打診もあつたりしております。そういう情報を得ながら、私どもも予算というものもあるわけでございますけれども、当町の農産物、そういう部分をしっかりとPRとまた販売、そしてまた安全で、安心だという部分をPRしながら取り組んでいきたいと、こう思います。

それから、特派員、先ほども根市議員のときにもお話をしましたけれども、谷中夫妻に特派員をお願いしております。今後、工藤議員からもお話がありました大使、そういう部分等々も考えてまいりたいと思っております。

そしてまた、今年度新たに「ふるさと南部会」旧3町村それぞれの会があったわけでございますけれども、5月に「ふるさと南部会」一本として発足をいたしました。そういう方々にも非常に意欲的な方々がおられますので、首都圏にイベント等に出かけたときに、そのふるさとの会の方々からもご協力をいただきながら、一緒に盛り上げてまいりたいというふうに考えてございます。できるだけ少ない予算の中で最大限の効果ができるようにしてまいりたいと、こう思っております。

次に、商工会、観光協会、行政の役割分担等についてでございますが、商工会は地域の事業者が業種にかかわらず会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行っていただいている団体でございます。また、観光協会は、観光資源の開発及び宣伝並びに観光施設の整備と観光事業の創造・発展を図りながら、地域経済の振興に寄与することを目的として活動していただいている団体でございます。

現在、事務局は役場の商工観光課にあり、課長が事務局長を兼務しながら、また、職員が事務を兼務しているところでございます。

観光協会では、南部町観光協会改革検討委員会を平成22年2月2日に設置しまして、今後の南

部町の観光事業のあり方や、改革すべき点について協議検討、取りまとめ、南部町観光協会へ中間提言書を提出いたしました。

南部町の観光振興の実施主体としましては、南部町観光協会がその中心的役割を担っていただいているわけですが、東議員さんが観光協会の会長をお務めいただいているわけですが、やはり自立していかなければならないと、こういうお話をいただいております。そのために、できるだけ役割分担をしながら、余り行政だけに頼らないような、やっぱり組織にしていかなければ次の発展がないんだと、大変ありがたい言葉をいただいております。そういう中において、行政が長期的な展望、また計画に基づき、継続的な施策を展開していかなければならないと、こう思っております。

観光協会さんにおきましては、社会の状況、情勢や消費者のニーズに対応したフットワークのよい、きめ細かな集客活動とイベント、事業等の実施になっていくと思っております。

なお、商工会さんにつきましては、行政事務の補助をし、商工業を推進するための商工業者や消費者への具体的なサービス、事業の実施が役割として求められているところでございます。

今後とも、商工会さん、観光協会さん、行政の連携というのは非常に大事だと、こう思っております。今、行政と本当に商工会さんの方、また観光協会さんの方、いろいろな情報を共有しながら、本当に盛り上げていこうという姿勢で、3者一体となって今取り組みをしております。さらにそういう思いを持ちながら、しっかりと今後の観光を含めながら町発展に一生懸命取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、議員の皆さんからもまた、いろいろな部分でご指導をいただきながら、我々も本当に同じ思いで、1人でも多くの誘客、また雇用につなげる、そういう施策というものを思っておりますので、今後ともご指導をいただきたいと思っております。

詳細の部分、まだあろうかと思っておりますので、そこは担当課長の方から答弁させたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） いろいろ詳しく説明をありがとうございました。

今ここは八戸とか、三戸郡の場合は大半がいわゆる節電を一生懸命やるという地域からは除かれているようですけれども、いずれ原発がこれだけ停止したり、電力不足が叫ばれているわけですから、ピンチであって、一つのチャンスだと。そういう考えでいけば、私も自分の家庭のことを言いますと、去年まで大体月平均1万円電気代を使っていたんですね。コンセントを抜いたり、さまざまやったら、簡単に7,000円ぐらいに下がったんですね、つまり3割ですね。

だから、私は一つの提案したいのは、そういう電力さんでも広報誌をさまざま配布するとか計画あるし、役場でも広報に載せるということですけども、一つのアイディアとして、去年1年間、電力の請求書があるわけですから、何ぼ使いましたよと、その減らしたらコンクールみたいなのをやって、50%以下に下げたよというものをアイデアコンクール、コンクールみたいなちょっとイベントでも企画したらおもしろいのではないかなとか、あるいはちょっと発想を変えて、この町で自然エネルギーを生かすといったら、何ができるだろうって考えてみれば、例えば名久井岳の周辺の風当たりのいいような尾根筋に風力発電をいろいろな、どういう形でできるかわからないですけども、1本でも、3本でも、10本でもいいから立てるということを企画した場合に、まず考えるだけはただだと思うので、ちょっと企画して、それを一つの集客につなげる方法がないものなのか。

あるいは、小型の水力発電というのが、あそこの葛巻町ではやっていたんですけども、例えばそういう小型の水力発電がこの町でどこで可能だろうと考えてみますと、馬淵川の本流を除くと、如来堂川ぐらいしかないのかなと思うんですけども、如来堂川の水量というのは結構な水量があるものですから、あそこにも例えば2カ所か3カ所小型の水力発電を設置して、10世帯分でも20世帯分でも家庭の電力をここで賄えますよとか、そういうことも検討する価値があるなど。

あるいは、今政府の一つの方向として、木くずとか、そういうのを活用した森林から出てくる木材を利用したバイオマス発電というのが全国的に今テストプラントが稼働し始めているんですけども、そういう工場を誘致する場合の地元としてもし話があったら、どのような形で入れるかとか。そういうのを企画の方は忙しいでしょうけれども、ぜひ検討して、小型でもいいから、一つでも二つでもそういうのを加えていくことによって、全国から、じゃあ南部町へそういうのを見にいこうかという視察が来るんじゃないかと思うんですね。

葛巻町を視察した結果からいきますと、あそこは観光資源って余りなかったものですから、今の自然エネルギーに取り組む前は、年間の来客数が五、六万人だったのが今60万人ぐらいにふえている。このさっきの観光客が来ます。宿泊だ、飲食だ、お土産を買いますと。その辺を極力ここにとめて、いかに来た客から財布のひもを緩めてもらって、金を取るかと。それをやれば、葛巻で50万人、60万人ふえたということは、ここはうまくやればその倍、3倍の効果は期待できるんじゃないかなと。さっきの説明でもあったんですけども、年間約100万人この町に訪れている。宿泊するのはわずか1万人ぐらいでしたか。じゃあそれを10年後は例えば倍の200万人を呼び込もうと。落とす金は5倍ぐらい落とすことを考えようと。そういう目標を立てて、それに向かって努力をしないと、成果というのは上がらないと思うんですよ。ですから、そういうことも

必要じゃないかなと、そう思います。

例えば、先般もちょっと病院の会議で個人的な意見を言わせてもらったんですけども、今一般的な家庭の太陽光発電というと、大体3.5から4キロぐらいの3,500ワットから4,000ワットぐらいのソーラーの発電をつけて、それを使わないときは電力へ逆に売りますと。不足になったら電力から買いますよというソーラーのを一般家庭でも取りつけて、それに対して補助金を大体1キロワットアワーあたりですから、1,000ワット当たり四、五万円補助金を出している自治体があるわけですけども、ただ、4,000ワットにはどうつけても、5万円にしたって四、五の20って、20万円なわけですね。今そういうのが何ぼで売れているかということ、350万円とか400万円とか、えらい高いものなんですよ。

ちょっと私調べてみたら、例えば中国で辺境というか、へんぴな方にソーラーを今補助金を出して普及させようとしているんですけども、そういうやつがどの程度かということ3.7キロワットにバッテリーをつけて、ちょっと家庭用に交流に変える装置をつけて、それを例えば40フィートのコンテナに100セットだったら100セットで直輸入しようとしたら何ぼで買えるのかと。ソーラーが大体1ワット当たり米ドルの1ドルなんですよね。3,700ワットだと直接買いつけるコストは30万円です。バッテリー10万円、それにちょこっとした附属の部品で45万円ぐらいで、原価は上がるんですよ。それは取り付けの工賃だとか、さまざま営業経費を見れば80万円が適正なのか、100万円が適正なのかわからないですけども、いずれ外国から買った方がはるかに安いと。そういうのに対しても助成金を出せるよということ、まだまだ日本は普及すると思うんですけども、残念ながら、日本の政治家と官僚と、業界の悪い慣習があつて、電気事業法というのがあつて、売る事業をやるにはそういう業界が認めた通産省が認めたやつでないと使えないということで、実際は日本では、東北電力に逆に売るということはできないわけですけども、でも、そういう時代がもう目の前に来ているわけだし、電気事業法の見直しも今大分進むようですので、その辺の動向も見きわめながら、ここの町としてはこの地域だから活用できるエネルギーを何ぼでも搾り出して、ほかからお金を出して原発で起した電気だとか、化石燃料をたいて起した電気を買わない、そういうことによってここの地域に金が残るという発想、あるいはそういうのを企画して、前に進めることによって、観光客もふえる。ここの町へ来るお客さんもふえるということで、ここの町が潤うということになると思いますので、そういうのを多方面に考えながら、ぜひ調査して研究をしてもらいたいと思います。

あと、もう一つ、観光のPRについて先ほどいろいろな具体的な方向を示していただきましたけれども、いわゆるここの町、役所で考える集客の方法もあれば、あるいは今ふるさと南部会だ

かというのは新たに今合併してつくったということですから、そういうこの出身の町外に住んでいる人、あるいはこの南部町のファンクラブみたいなことですね。縦と横のつながりをもうちょっと広げて、ここへ来るお客さんをふやす。あるいはこの商品をいかにして売るか。先ほど根市さんの質問で、達者村の認証品の話がちょっと出ていたんですけれども、やはり来たお客さんにこの物を売るというよりは、もうちょっと、1回来たお客さんはリピーターで来なくても注文するから宅配便で送ってくれとかという、どんどん売れるような拡大して売れるような夢がないとなかなかつくる方も熱が入らないと思いますので、そういう部分に、ぜひ行政としてもバックアップしていただければいいんじゃないかなと、そう思います。

そういうことで、特にあと答弁を私は求めるわけではないんですけれども、何か沈滞ムードが余りにも広がっているものですから、もうちょっと先に明るい展望が開けるようなことをみんなで知恵を出してやらなければいけないと思うし、町長はその先頭に立ってぜひ今までも頑張ってきたでしょうけれども、これからもそれ以上に頑張ってもらいたいなど、そういう期待をして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6月10日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午後0時00分)

## 第37回南部町議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成23年6月10日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第4号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第5号 南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第6号 南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第7号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 報告第8号 専決処分した事項の報告について  
専決第8号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 6 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第9号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第10号 平成22年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 報告第11号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第12号 平成22年度南部町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 10 報告第13号 平成22年度南部町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 11 報告第14号 財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 12 議案第45号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 13 請願第2号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書

第 14 陳情第2号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情

第 15 常任委員会報告

第 16 閉会中の継続調査の件

第 17 議員派遣の件

追加第1 議案第46号 工事請負契約の締結について（南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事）

追加第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君		

欠席議員（1名）

20番 佐々木由治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 工藤祐直君 副町長 坂本勝二君  
総務課長 小萩沢孝一君 企画調整課長 坂本與志美君

財 政 課 長	小笠原	覚 君	税 務 課 長	八木田	良 吉 君
住 民 生 活 課 長	極 檀	義 昭 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷	隆 君
環 境 衛 生 課 長	中 野	雅 司 君	農 林 課 長	中 村	一 雄 君
農 村 交 流 推 進 課 長	福 田	修 君	商 工 観 光 課 長	神 山	不 二 彦 君
建 設 課 長	工 藤	満 君	会 計 管 理 者	庭 田	富 江 君
名 川 病 院 事 務 長	佐 藤	正 彦 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	麦 沢	正 実 君
市 場 長	工 藤	欣 也 君	教 育 長	山 田	義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀	常 美 君	社 会 教 育 課 長	工 藤	重 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本	勝 君			

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市	良 典	主	幹	板 垣	悦 子
主 査	秋 葉	真 悟				



---

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第37回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第4号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 1ページになります。報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

※根市勲君 着席

※工藤正孝君 着席

初めに、処分理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

3ページをお開きください。南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

南部町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第5項を削るとございます。

この第5条第1項中というものは、出産育児一時金の額を定める条文となっております。出産育児一時金の支給額を35万円と定めておりますが、3月末日まで附則第5項において、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に限って4万円を加算し、39万円を支給することと暫定的に引き上げられておりました。この支給額39万円を平成23年4月から恒久化するための改正となっております。この恒久化に伴い、経過措置として関する規定でございました附則第5項を削除するものであります。

なお、産科医療保険制度に加入している医療機関などにおいて出産した場合は、従来どおり3万円を加算し、42万円を支給しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 4ページをお開き願います。報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

処分理由でございますけれども、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令。これの省令は、山村振興法、離島振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、企業立地の促進等による地域おける産業集積の形成及び活性化に関する法律。これの八つの法律に係る不均一課税の省令が、一括して改正となっております。その交付日が平成23年3月31日に公布され、4月1日から適用となっております。条例を改正する必要が生じ、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次に、5ページをお開き願います。専決処分第5号でございますけれども、3月31日に専決処分をしております。

次に、6ページをお開き願います。南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。条例第8号でございますけれども、第2条中の改正、まず、この改正を説明する前に、過疎の適用の内容を説明申し上げます。過疎地域のうちに市町村の配置分合により、新たに過疎地域となった地区以外の区域、南部町であれば名川地区だけです。それが該当しますよと。その用として製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業の用に供する設備の取得価格が2,700万円以上。これを超える特別償却設備を平成23年3月31日までに新設、増設した場合は固定資産税を3年間免除するってなっていましたのを平成25年3月31日、2年間延長するという改正でございます。これは2条の改正でございます。

附則第3項の改正は、過疎地域自立促進特別措置法が時限立法でございまして、平成28年3月31日までとなっております。それにあわせて、この条例も平成28年3月31日に失効するように、5年間延長したものでございます。

附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、失効の改正については、公布の日から施行するということになっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第6号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 7ページをお開き願います。報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

処分理由は、先ほどの過疎の関係と同じ理由でございます。

次に、8ページお開き願います。専決処分第6号、これも、平成23年3月31日に専決処分しております。

次に、9ページお開き願います。南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。条例第9号でございますけども、第2条

中の改正、これも、産業集積の基本計画区域である南部町。これは、南部町全域が対象となっております。それで、基本計画の同意の日から5年の間に、指定集積業者である製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所の事業を行う者が、適用対象施設である家屋、構築物等の減価償却資産及びその敷地である土地を取得し、その価格が2億円以上を超える場合、ただし農林漁業関連業者は5,000万円以上となっております。その用途が、2分の1以上であるもの、例えば、多種の業をやっている場合には2分の1以上になると、そこの固定資産税を3年分課税免除するという形になっていると。それでこの同意の期限が平成23年3月31日だったものを平成25年3月31日に、2年間延長するという改正でございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行すると。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めるこ

とについて、専決第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 10ページをお開き願います。報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。

処分理由でございますけれども、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じ、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

11ページお開き願います。専決処分第7号は、これは、平成23年3月31日付で専決処分しております。

次に、12ページお開き願います。南部町国民健康保険税条例の一部を改正する。条例第10号でございますけれども、まず、改正の理由でございます。中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、課税限度額を見直しているものでございます。それで、改正内容ですけれども、第2条第2項ただし書き、これは医療の部分の基礎課税額の限度額を50万円に1万円引き上げとなっております。それで、第3項のただし書きについては、後期高齢者支援等課税額の課税限度額を14万円に1万円引き上げとなっております。第4項ただし書きの改正は、介護納付金課税額の課税限度額を12万円に2万円引き上げとなっております。

次に、第23条中。この23条というのは、低所得者の軽減、7割、5割、2割でありますけれども、この課税限度額は、軽減後で判定するというので、そこの部分の金額も同じく51万円、14万、12万と改正となっております。

附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

適用区分として、平成22年度までは、従前の例によって平成23年度からこの限度額を適用するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今説明を受けたわけですが、3月11日の東日本大震災を受けて、日

本中いろいろな影響を受けている状態です。そういう中で、最高限度額を引き上げるということはますます苦しい、大変な世帯を産むだけではないでしょうか。課長の答弁で中高世帯をとということですけども、とても理解できない理由だと考えておりますが、国会の中ではどのような状況、討論がなされたのか、また、どのような考えから引き上げがなったのか。その点をもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

まず、医療費は、一定の額を税で負担するという形になっております。したがって、もし医療費が年々上がっておりますので、その負担方法をどこに求めるか。高額所得者に求めるとなると限度額は上げなければならない。これがもし限度額を上げないとすれば、一般に広く負担してもらおうと。南部町の場合は、課税限度額で課税されている方は医療部分が98世帯あります。後期高齢は68世帯、介護支援が70世帯、全部なっている人と一部なっている人もあります。三つ全部限度額になっている人とか、二つ限度額になっている人とかそれはあります。それで110世帯。この金額、まず試算しますと310万円増収になります、限度額が上がれば。それをもし上げないと、一般に広く負担してもらおうことになるので、1世帯当たり700円ぐらいずつ各世帯負担してもらわなければならないと。要は、110世帯、高額所得者が負担するか、全員で負担するかの違いだと思います。今、平成22年度、国民健康保険税は大体、1世帯で平均16万2,000円ぐらいです。それがもし課税限度額を変えないと全世帯720何円上がると。そういうことでございます。どちらを取るかということだと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） さまざまな理由があるとは思いますが、これも国保の時のやりとりで、1自治体だけの責任ではないのでありますが、国の税制のあり方が医療分野でも問われているのだらうと思います。さまざまな税金の使い方、国は考えているんでしょうけども、医療に対してはもっと国の予算の配分は考えられるものではないでしょうか。とても認められるような内容でないのですが、大変な医療に対する考え方が、国がしているということでこれは止めておきたい

と思います。

次に、介護納付金課税額に関連いたしましての質問です。

今、軽度の介護者の介護保険利用を、介護保険制度から切り離す計画が行われていると理解しておりますが、当町では関係者にアンケート調査をしているようではありますが、その目的とか、どのようにそのアンケート調査を利用されるのか、どのようにまた分析されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

軽度介護者の切り離しということでお話がありました。以前の議会でも説明したことがございます。要支援というものがございまして、段階的には、要支援の1，2といういわゆる軽い障害のある方々がへのサービスということになるかと思っております。これらの方々の切り離しということがございますが、切り離しではなく、要介護と要支援ときっちり区分けをしている部分を総括的にサービスできないかということを検討しているというように伺っております。それから、アンケート調査に関しましては、介護保険制度が平成12年から施行されておりますけれども、第4期が終了するのは平成23年度、今年度で終了します。今これから、国の指針が示されてから第5期の介護保険計画を策定するに当たり、65歳以上の方々、対象者数はおよそ6,200人を対象と考えておりますが、この方々にアンケートをお願いしていると。実際、介護を受けている方、今後介護を受ける方々の意向調査という位置づけで調査しておるものでありまして、第5期の介護保険制度に反映させるものと考えております。これは、国の指示で90%以上の回収率を行うことと示されておりました。それで、これらの直接の声を反映して、より良い介護保険制度をサービスを行うために資するものと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） あの、この今のそのアンケートの件なんですけれども、議員の方々にも何通かそのアンケートが届いた方がおるという話を聞いて、「いや記入が難しい」云々という話をしてましたもんですから、知り合いのところに行って「来てるか」と聞いたら「何か来てまし



た」みたいなものですから、見せてもらいました。確かに、80歳のばさまがこんなの記入できるのかなってというような内容なわけですよ。だと私は思いました。まあそれで、それを回収率を90%がどうのこうのって言う前に、そもそもやっぱりちょっと足で稼いで、ちゃんと訪問して調べぐらいの人的な余裕はないのかなと思ってたんですけど、どうなのでしょう。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

確かに、記入が難しいという声も届いております。

それで、90%を達成するために、まずアンケートの回収は郵便で返していただくというのが原則であります。その後、回収が難しい方々に記入等の難しいという相談があった場合は民生委員の方々に回収等のお願いをしております。または、記入に関する相談もお願いしております。それで今、着々と郵便によるアンケートが返ってきている段階であります。今回の調査は、回収率を高めるために記名をしていただいて、名前を記入していただいておりました。ですから、だれから来ていないというのは把握できますので、郵便での回収が終わった時点で民生委員、または健康福祉課の保健師等で回収を行うと。記入の相談にも乗るということを考えておりました。このことは、町内会の会長さん等にもお願いしてある次第であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 今回の件ですけども、私も隣近所の高齢の方から3人ぐらいから「書いてくれ。わからない。」ということで、書いてあげました。内容を見てみると、個人情報のこともあるし、まず一つは、答える方が75、80過ぎた方々のひとり暮らしだったら、相談する相手がいなかったら、恐らくまともにあれを回答できる人は半分いるだろうかっていう内容のようにまず思います。一つはですね。

それからもう一つは、あのアンケートの取り方っていうか、一番目の書き出しの文章を見ますと、言い方を悪く言えば、上から目線とかちょっと冷たいっていうかね。「おれらは役場なんだよ。ちょっと一段上なんだよ。お前らこれ答えなければならないんだよ。」と、そういう意図が取られるような書き方だから、あれをもうちょっとやさしくやっぱり書かなきゃまずいんだ

ろうなっているのが私は思います。

それから、あの中身をずっと見ていきますと、からこしゃくにこんなことまで聞かなくてもいいでしょってような内容のものが結構あるんですね。だから、やはりアンケート取るのも大事だし、そのニーズに合わせて今度どういう施策を講じるかっていうのも大事にしても、どっかやっぱりこれからはちょっと今の点を反省して、難しいなと思ったらその対応策を考えながら事前に私ら議員にも、あるいは町内会長とか民生委員とかそういう方にも周知徹底してやらないと。

それで、私が懸念するのは、これはその行政に名を借りてちょっとこの個人のいろんなプライバシーの侵害に当たるって訴えられたときに、問題になる可能性もあるなっているような内容があるような気もするんですよ。訴訟になれば、行政が訴えられれば負けるんじゃないかなと。別に、そんなことおれはだれにやれと精をつけているわけではないですけども、だから、やはり今のアンケートっていうのは、ニーズを把握する非常に大事なことだっていうのはわかるんですけども、もうちょっとこう手順をすかっとやるっていうことと、答える立場になってもうちょっとわかりやすい設問の仕方っていうかね、そこを考えて欲しかったなと思っています。そこを考え方があれば、これからの参考にしてほしいと思うんです。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 確かに、議員ご指摘のとおり不要と思われるんじゃないかとか、どこも悪い方は出さなくてもいいんじゃないかということも来ております。また、かかりつけ医の方にご相談をした高齢者の方もおられまして、かかりつけ医の方からもご指摘を受けた部分もございます。ただ、上から目線という意識は私たちは持たなかったのですが、アンケート内容につきましては、国から来たものをそのまま使ったということで若干、こちらで地域にあった言葉を選べばよかったのかなと今お話を聞いて感じた部分はございますが、一応、国から来たものをそのまま使っていると。全国同じということになります。

プライバシーという部分で、今回は、封書等アンケートに名前を書いていたという部分もございます。それは、介護保険制度にのみ使用するという大原則もございますので、その辺は国の方できっちり管理しているものと思っております。なるべく、高齢者の意向を確認したいという調査でありますので、何とか回収率90%を達成したいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 同じ問題です。

今工藤議員の質問を聞きながらちょっと考えていたのですが、そのわからないところは行政員ですとか、質問を電話で受けますしどうのこうのっていうことですが、そもそも記入のしようがないって思っているそのお年寄りが、役場にお電話しましょうという発想自体がない。ないんですよ。それで行政員が回収に回ってのかどうかわかりませんが、例えば、行政員が中に入って記入のお手伝いをしたとするって意味の説明だと思って、私は聞いたのですが、例えばそうであったにしても、これは次の介護計画を立てる上でのアンケートですよ。であれば、介護計画をつくるそのどういうプロセスで、どういうメンバーがっていうことは私は存じ上げませんが、少なくとも役場の中でそのどういった雰囲気なのか、こういう書類上でそのデータをもとにその次の介護計画を立てるっていうことは、何とも薄ら寒いような印象があるんですよ。やっぱり現場をこういった計画を立てるっていうのは、微に入り細に入り、その雰囲気がわからないと身近な計画というのは私は立てられないもんだと、私はそう考えています。そういう意味からすると、実際に行政員の方が、その次の介護計画の作成に携わるのであれば、それはいいのかもしれませんが、何かそうでもない、立場上そうでもないような気がするんですよ。ですから、私がさっき申したのは、やっぱり担当の課の方が大変な労力だと思いますけれども、せめて次の介護計画を立てるっていうのであれば、それなりのニュアンスを含んだ把握の仕方をするべきじゃないのかなと思って考えていました。どんなもんでしょうかね。大変なのはわかりますけれども。実際、足で調査してはいかがなもんでしょう。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

この調査は、あくまでも1市町村という単位の調査ではないということをご理解いただきたいと思っております。国全体の計画ということの大きな介護保険制度の今後のあり方に資するものと思っております。それと、アンケート調査、当然、回収は最終的には職員も歩きますよという言い方を先ほどもしております。第一義的には、記入できる能力のある方は自己で調査を届けると、その後は民生委員さん、それから保健師等の調査になると思っております。

周知の部分でございますけれども、介護保険制度がそもそもスタートする平成12年度までは、

以前は福祉というくくりで介護の支援をしてきたと、それを体制化するために、平成12年度から介護保険制度に切り替えた。ある程度、介護支援をしてきている立場側からだけの計画、策定であったのかなというようなお話も伺っております。今回は、介護を受ける方々のご意見も伺うというように理解しておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 報告第7号、専決第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

この不況下で最高限度額を引き上げることは、ますます生活に困難を来す世帯をふやすだけです。失業、倒産、非正規雇用がふえ、収入が減っている世帯がふえている今、条例を改定することは認められません。介護納付金課税額の限度額は引き上げるのに、介護保険利用者の軽度者のサービスを介護保険制度から切り離す計画が予定されています。介護保険料は引き上げ、サービスは減らす計画自体、容認できません。

以上の理由を述べて、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、報告第8号、専決処分した事項の報告について、専決第8号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 13ページでございます。報告第8号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分できる軽易な事項の指定について該当するので、専決処分したものでございます。

15ページをお開きください。損害賠償の額を定め和解することについて。

平成23年1月11日に南部町大字平字姥懐8番地3地内において発生した事故に伴う損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定したものでございます。

1、相手方、南部町在住の60歳の男性でございます。

和解内容、南部町は、相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として、38万3,184円を相手方指定口座に支払う。

なお、本件示談のほか、当事者間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

事故の概要でございますけれども、発生日時、平成23年1月11日、午後4時15分頃。発生場所、南部町大字平字姥懐8番地3地内でございます。状況、上記日時、場所において、南部町が所有する除雪車が除雪中、相手方の車両に衝突し、車両の一部を損壊させたものでございます。

発生場所は、チェリウスからの出口を除雪中、バックして町道の方に出るとき、後ろに止まっていた軽自動車と接触いたしまして、相手方の軽自動車が損壊したというものでございます。当時はちょっと、もう午後4時でございますので、もう暗くなっていたということもございますが、今後、除雪に関しましては、さらに注意を喚起して除雪するよう担当課に申し出るところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） あの、今回のこの賠償云々というあれが、今まで3件か4件かそのぐら

いの記憶があるんですけど、何と言いますか、ここ何年かでこういう和解することっていうことが議会にかかるようになったんですけど、その前はこういった事故がなかったんでしょうか。あつて当然だと思うんですけども、あつたとすれば、それ以前はどのように処理してきておりましたでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それ以前の事故に関しましてとケース等がどうなっていたのか、ちょっと確認してあとでご報告申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） ここ何年かで、例えばこれが3件目であるとする、何でふってわいたようにここ何年かでこういうふうな民間の車に対してぶつけたとか、前は側溝の管理が悪くてとかってありましたよね。踏み外して。ありましたよね。そういったたぐいのことが、何でこういうふうなこの頃になって、こういうふうな形で和解しなくちゃならないようになったわけですか。まあ、件数がどうであれ、あれですけども、まあそれはどういうことが原因なのかご説明いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議員ご指摘のとおり、ちょっと件数が続いてございます。個人的な運転のミスということで処理しては、今回、この頃あのそういうことの原因のみではやっぱりいけないのではないかと、いうふうに思っております。やはりその背景にあるもの、急いでいた、あるいはその時間帯ということもこれから把握していき、どういう指示を受けて運転していったのか、また、運転者の体の調子、そういうのも含めて原因調査をしていかなければならないというふうに思っております。やはり、ある程度指示を受けて急いでいるということが、少しつながっている部分もあるのかなというのがはっきりいってあります。ですので、やはり運転に関しては余裕の持った時間帯、あるいはそういう夜間に関しましては、特に除雪中なんかですとやはり補助員が確実について、その周りを点検しながら除雪していくということを徹底してい

なければならぬなど、いうふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） これは、過去の事例とか今資料がないようでしたら、改めてそろえて資料としてください。

それと、これには町が所有する除雪車っていう書き方していますよね。町が所有しているっていうことは、じゃあ運転している人は違う人っていう可能性、まあそういうふうに考えていいわけでしょうか。そうなんであれば、例えば、どこぞの建設関係の従業員の方だとすると、こういった事故を起こして、町が持っている車だから町が補償しなきゃならないんだとかっていうことじゃなくて、業務として請け負っているのであれば、その業務の中の責任としてぶつけた当事者の所属する組織が、ちゃんと責任持てばいいことであって、そのような契約をすればいいのであって、わざわざ議会にまで上げてこういう30何万ですとか、こういう金額を改めて計上する必要はないんじゃないのかなと思うんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議員ご指摘のそのまず委託している内容等も実はございます。それで、町の職員ではない運転手はそういう場合もございますので、私たちがいろいろそういうことも含めて、この保険等をどういうふうに掛けていったらいいのか、委託先の方にもう保険も全部含めて、それに対応してもらおうということも研究していきたいというふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。  
報告第8号を終わります。

---

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第9号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 報告第9号についてご説明申し上げます。

16ページお開き願います。処分理由でございますけれども、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年4月27日に公布され、同日施行となっております。それで、条例を改正する必要が生じ、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次の17ページをお開き願います。専決処分第9号でございますけれども、平成23年4月28日に専決をしております。

次のページをお開き願います。18ページです。南部町町税条例の一部を改正する条例。条例第11号でございますけれども、条例に附則3条を加えております。その加えた内容でございますけれども、第47条に東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を設けております。これは、東日本大震災により、住宅や家財等に生じた損失は、本来であれば平成23年ですので平成23年分の所得から控除となりますけれども、特例で平成22年分から控除できるようにしたものでございます。これについては、申告書にそういう旨の記載があった場合に平成22年度で適用すると。ない場合に平成23年度で適用すると、そういう特例でございます。

次のページをお開き願います。48条でございますけれども、48条は住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた方が、震災により住宅が壊れたとかそういった場合でも、引き続きその残っている期間は、住宅借入金の特別控除を適用を受けれることができるようにしたということでございます。これが、48条の追加でございます。

次に、49条の追加ですけれども、これはうちの方の対象はないんですけれども、固定資産税が住宅が建っている場合、住宅用地特例というのがあります。200平米までは6分の1課税、住宅の10倍までは3分の1課税と、そういうふうに住宅用地が軽減されます。それは、住宅がなくなった場合でも引き続き、その市町村長が住宅を建てれない理由を認めた場合には引き続き住宅用地として控除、課税すると。軽減して課税すると。そういう規定が設けられました。それに伴って、条例においては、申告の規定をここで設けております。この49条が、そういった申告の内容、納税義務者の住所氏名等を届けるとか、家屋の所有者及び家屋番号を届けるとか、住宅用地にできない理由を届けるとか、そういった内容を規定しております。あと一つ、区分所有とあって、要



はマンション等の所有が区分される、それらについても、この3項の方で規定を設けております。

この附則で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、48条、この住宅借入金等特別控除については、平成24年1月1日から施行する。これは、来年度からやっていくと。そういう規定でございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、報告第10号、平成22年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 22ページでございます。報告第10号、平成22年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

報告理由でございますが、平成22年度南部町一般会計予算の地上デジタル放送受信対策事業、それから、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業及び町道整備事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。先般、3月の定例議会に上程をいたしました、平成22年度南部町一般会計補正予算（第5号）でご議決をいただきました繰越明許費の事業費に、財源内訳を付して報告するものでございまして、全部で4件ございます。改めてご説明を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、地上デジタル放送受信対策事業でございます。これは、町内4地域の地上デジタル放送難視区域の受信対策でございますが、資材不足などの理由によりまして、事業費1,646万7,000円、それから翌年度繰越額の同額でございます。これを繰り越すものでございます。

それから、同じく2款1項きめ細かな交付金事業でございますが、円高デフレ対応のため、緊急総合経済対策として、国の平成22年度補正予算において創設された交付金でございます。町道、農道、それから林道の改修、各小学校の備品購入等に充てるものでございまして、事業費翌年度繰越額同額の1億6,765万円を繰り越すものでございます。

それから、同じく2款1項住民生活に光をそそぐ交付金事業。これは、具体的には小中学校の図書整備、それから高齢者緊急通報体制整備、それから自殺予防対策事業に充てるものでございます。事業費翌年度繰越額と同じ3,670万7,000円でございます。

それから、8款土木費、2項道路橋りょう費、町道整備事業でございます。具体的には、北本村・南古館線の用地買収に関連をいたしまして、ハウスの移設等が間に合わず、繰り越すものでございます。事業費翌年度繰越額、同額1,120万円でございます。

合計、事業費翌年度繰越額とも同じ2億3,202万4,000円でございます。

財源内訳でございますが、国県支出金は、合計2億648万円。地方債は350万円。一般財源は2,204万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第10号を終わります。

---

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第8、報告第11号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 24ページになります。報告第11号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

報告理由でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算の公共下水道事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、3月の定例会で議決をいただきました公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、4,350万円を設定しております。

次の25ページの繰越計算書で説明を申し上げます。1款下水道建設費、1項公共下水道建設費、事業名、公共下水道事業の事業費4億670万8,000円のうち、大向地区の管渠工事2件分4,350万円を平成23年度に繰り越すもので、財源内訳は、下水道事業国庫補助金2,154万4,000円、地方債2,150万円、一般財源45万6,000円となっております。

事業認可区域50ヘクタールのうち、沖田面地区の一部15ヘクタールが、ことし4月に供用開始をいたしました。残りの大向地区の一部、35ヘクタールの来年4月供用開始に向けて、向小学校の周辺、管渠工事2件を今年度に繰り越して工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第11号を終わります。

す。

---

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第9、報告第12号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 26ページをお願いいたします。報告第12号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

報告理由でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計予算の簡易水道事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、3月の定例会で議決をいただきました簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）で、2,883万7,000円を設定しております。

次の27ページの繰越計算書をごらんいただきたいと思っております。2款建設費、1項施設建設費、事業名、簡易水道事業の簡易水道施設整備事業費4,570万円のうち、送水管敷設工事2件分、2,883万7,000円を平成23年度に繰り越すものでございます。

財源内訳は、簡易水道事業国庫補助金が1,099万2,000円、地方債1,700万円、一般財源84万5,000円となっております。

平成21年度から取り組んでまいりました、二又簡易水道事業整備事業の今年度完了に向けまして、送水管敷設工事2件を今年度に繰り越して工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） この簡易水道事業っていうのは、二又地区と私は心得ているのですが、二又地区は、圏域の水道企業団へは加入の準備は進んでおらないのですか。これはいつまで続く

事業ですか。この簡易水道事業っていうのは、いつまで続く事業として進んでますか。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 二又簡易水道事業の今後の予定でございますけれども、この事業は、平成23年度で完了いたします。そうしますと、現在、古町地区まで整備されております八戸圏域水道企業団の送水管が、現在の配水池につながりまして、そして各家庭につながっている管路を通じて、平成24年の4月から各家庭に簡易水道の水が供給ということになります。

その後、この事業は、農村総合モデル事業で簡易水道を設置しておりましたので、この廃止手続きをしまして、平成26年度にこの調整を行ったあと、平成27年度から圏域水道の方に編入という予定になってございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） そうすると、圏域水道の水道本管につなぐための準備と考えてよろしいわけですね。だとすると、何ぼですか、1,700万の地方債を起こしているっていうことは、水道企業団の事業としてやれば、わざわざ南部町で地方債を起こさなくてもいいんじゃないのでしょうかという、素朴な疑問があるんですけども、これはどういった事情でこういう形態で進んでいるのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） これは、それぞれの町で準備をしていただいて、そして水道企業団の方でそれにつなぐという方針で取り組んでいるものと思われまます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） まあどういう形態であっても、全額を水道企業団が負担するっていうことは多分ないだろうっていうことで、その前提で申し上げているんですけども、そういう打ち合わせの上での1,700万という地方債を起こしたっていうことでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） すいません。前任していたものですからお答え申し上げます。  
二又の区域というのは、水道企業団から抜けている区域ということでございまして、水道では手をつけない区域となっております。それは、町の方で衛生上問題があるということで、圏域水道につなぐということですので町の方で事業負担してやることになってございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

報告第12号を終わります。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

-----  
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分）  
-----

#### ◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第10、報告第13号、平成22年度南部町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、28ページをお開きください。報告第13号、平成22年度南部町一般会計事故繰越し繰越計算書について。

報告理由でございますが、平成22年度南部町一般会計予算の町道整備事業及び史跡聖寿寺館跡発掘調査事業の事業費について、事故繰越し繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。まず、説明に入る前に先ほど繰越明許費の説明をいたしました。繰越明許費と事故繰越しの違いについてご説明をいたします。

繰越明許費と申しますのは、あらかじめ年度内に事業が終了しない恐れがあることが予想され

たものについて、予算の定めるところにより繰り越すもの。これが繰越明許費でございます。

これに対して、事故繰越しは、年度当初においては繰り越しを予想していなかったけれども、たまたま避けられない事故、または災害により事業が終了せず経費も支出されない場合と。こういう違いがございます。

繰り越す事業の内容でございますが、8款土木費、2項道路橋りょう費、町道整備事業でございます。具体的には、南部地区、沖中1号線の舗装工事でございます。舗装資材が地震の影響で調達困難となったため、繰り越すものでございます。支出負担行為額が1,495万2,000円でございます。支出未済額、翌年度繰越額、同額995万2,000円でございます。東日本大震災により資材の調達が困難となり、工期内に完成できないためと。こういうことでございます。

それから、10款教育費、5項社会教育費、史跡聖寿寺館跡発掘調査事業。この事業は、調査報告書、事業の最後に調査報告書を印刷するわけでございますが、印刷用紙が調達困難となり、納期内に納品できなかったということが理由でございます。支出負担行為額が612万2,726円、支出未済額、翌年度繰越額、同額の33万8,625円でございます。

合計で、支出負担行為額2,107万4,726円。支出未済額、翌年度繰越額、同額の1,029万625円でございます。

財源内訳でございますが、国県支出金が14万8,000円、地方債990万円、一般財源24万2,625円となっております。

ちなみに、この2事業とも、もう現在は既に終了をいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第13号を終わります。

---

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、報告第14号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 30ページをお願いします。報告第14号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況について、地方自治法施行令第173条第1項に規定された書類をもって報告するものでございます。

平成22年度第19期決算については、長引く経済不況と、東日本大震災による影響などで厳しい運営状況となっております。

それでは、お手元に配布してございます、別冊で後ろの方についてございますけれども、資料に基づいてご説明申し上げたいと思います。表紙が、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてとあります。

一枚めくっていただきまして、最初に一枚物の財団法人南部町健康増進公社決算状況について（概要）という書類があると思います。これについて、説明をいたします。最初に事業報告でございまして、（1）健康教室・水中運動・水泳教室等35件、1,081回開催しまして受講者は1万1,021人となっております。（2）でございまして、栄養指導などの講師派遣事業7件、55回、受講者は884人となっております。（3）でございまして、その他の事業として、里山あるきから⑩の特産品まつりまで事業を実施してございます。⑧⑨については項目が多いもので省略しましたが、各種ショーや絵画とか写真の展示などがございまして。

利用状況でございまして、（1）のバーデハウスふくちから（4）のふくちアイスアリーナまで、施設ごとに記載してございます。記載してはございませんが、合計しますと全体で26万294人、前年比で2,166人の増となっております。（2）のアヴァンセふくちの宿泊者でございまして、震災のキャンセルなどで513名の減となりました。そのほかは、プール改修に伴う休業と、新型インフルエンザの要因で減となりました。前年度に比べまして、やや増加の傾向となっております。

収支状況でございまして、収入状況になってございまして、申し訳ございません収支状況に訂正願います。収支状況でございまして、合計欄で収入2億795万5,000円に対して、支出2億392万5,000円となっております。差引額403万円の黒字となっております。合計欄の収入比較額が、前年度比89万5,000円の増の理由としまして、今回は震災の影響があったのでございまして、前年度です、室内プール改修等による減収がございました。その減収等に比較して



増加したのが主な理由でございます。

次に、配布資料の第19期事業報告書についてご説明申し上げます。なお、括弧内の数値については平成21年度の数値でございます。2ページをお開きください。下の方になりますが、Ⅱ番ですけれども、事業の実施状況の1、温泉保養館「バーデハウスふくち」の管理運営状況でございますが、(1)の公益事業として水泳指導事業及び健康指導事業から、3ページの(2)公益事業、講師派遣事業、(3)その他の公益事業までそれぞれ合計すると、延べ2万2,313名、前年度と比べて1,707名の増となっております。(4)の文化事業については、前年度4件の実施でございましたが、当年度は湯上りライブを初め9件の事業を実施して、好評でございました。次に(5)の町高齢者温泉利用事業の利用状況でございますけれども、全館利用者が4,343名、温泉利用者が1万3,889名の合計1万8,232名で、前年度と比べまして429名の減となっております。(6)の町内巡回バスの運行状況、(7)の保養施設利用契約団体及び利用状況、(8)のその他の事業等については例年どおり実施してございます。(9)の施設全体の利用者の状況でございますけれども、合計しますと22万1,045名で、改修のためプールを3カ月休業した前年度に比べまして657名の増となっております。次に5ページをお願いいたします。(10)バーデハウスふくちの収支の状況でありますけれども、収入は、指定管理料を含めまして1億4,007万992円、支出額が1億3,397万4,668円となりまして、差引額609万6,324円の黒字となっております。

次に、2番目の交流ターミナル「アヴァンセふくち」の管理運営状況についてご説明いたします。(1)の利用者の状況でございますけれども、4,016名で前年度比513名の減となっております。理由として、震災の影響による大学合宿のキャンセルなどが主な理由でございます。(2)の合宿団体の受け入れ状況については、前年度11件でしたが、本年は8件となっております。

(3)の保養施設利用契約団体の宿泊利用状況については、3件で13名の増となっております。次に(4)のアヴァンセふくちの収支の状況でございますけれども、収入が2,350万3,821円、支出が2,672万4,067円となり、震災の影響などによりまして322万246円の減となっております。

6ページをお願いいたします。3番「ふくち屋外プール」の管理運営状況でございますけれども、7月から8月の44日間営業をいたしました。(4)の利用者の状況でございますけれども、有料、無料の合計1,682名で前年比565名の増となっております。次に(7)の収支の状況でございますけれども、収入については340万3,950円、支出は339万57円、差引1万3,893円の増となっております。プールにつきましては、学校教育の一環として運営してございます。

7ページをお開きください。4番「ふくちアイスアリーナ」の管理運営状況でございます。営業期間でございますけれども、夏期、夏です、82日。冬期、冬が139日の合計221日営業してご

ございます。主な事業として、小学生スケート教室の開催、長ぐつアイスホッケー大会や各種大会を共催、後援してございます。本年は、第66回国民体育大会アイスホッケー競技会が実施されました。利用及び利用者収入の状況のうち、(3)の利用者は国体の開催もあり、3万3,551名で前年比1,457名の増となっております。8ページをお願いいたします。(6)に町内及び県内団体の利用料金の減免の状況を記載してございます。(8)の収支の状況でございますが、収入は4,097万6,723円。支出は3,983万6,886円となっております。国体等により、差引額113万9,837円のプラスとなっております。

9ページをお願いいたします。平成22年度収支決算総括表でございますけれども、収入の計、①の合計額2億795万5,000円。支出計⑤合計額2億392万5,000円となり、差引収支が合計額403万円は、当期剰余金として翌年度に繰り越すものでございます。

次に、決算報告書についてご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。最初に損益計算書からご説明いたします。儲けの状況を示すものでございます。収益から費用を差し引いたものが利益となります。最初に公益事業でございますけれども、上から8行目の売上利益8,571万2,033円から、3番目になりますけれども、事業費合計8,820万7,778円を引いたものが差引利益となります。合計額が、当期事業利益341万3,733円となります。下から2行目でございますけれども、前期末の繰越利益5,154万6,401円を含めまして、最後の行になりますけれども、当期末の繰越利益は5,496万134円となっております。

収益事業も同じように、当期末繰越利益がマイナスの9,326万4,644円となり、公益事業と収益事業の当期末繰越利益の合計でございますけれども、マイナス3,830万4,510円となります。お手数ですが、11ページの貸借対照表にお戻りください。11ページの貸借対照表でございます。こちらの方は、財産と借金の一覧表でございます。資金の調達と運用を示すものでございます。

右下になりますけれども、貸借対照表の正味財産の部ですけれども、未処分利益剰余金は、これは町からの長期借入金4,000万円も含んでございます。先ほどの損益合計と同じ額のマイナス3,830万4,510円となり、平成23年度第20期に繰り越すものでございます。括弧内に当期剰余金が改善された額で402万9,808円、負債額は減少したことになります。

最後に、年度ごとの特殊事情がございまして、平成20年度でございますけれども国体の開催がございました。そして、重油の高騰がございました。平成21年度でございますけれども、新型インフルエンザの影響やプール改修による、1月から3月までですけれども、3カ月間の使用閉鎖がございました。それから、平成22年度でございますけれども国体の開催がございました。それから、ご承知のように震災による影響がございました。これらのことがありまして、決算の数値

のとらえ方、あるいは、前年対比が難しいということをご了承願いたいと思います。

以上でございますが、詳細については、添付の参考資料をご参照いただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） まず最初に伺いたいのは、公益法人としてこれから具体的に説明いただきたいんですけど、こういう経営状況でもって、これからの公益法人としての身の振り方をどのように考えておられるのか、伺いたいのが一つです。

それから、先日、知り合いがこのプールに来ていまして、随分なおばあちゃんなんですけど、転んだら頭ぶつけて血だらけになったんだそうですよ。幸い、泳ぎに来られたお客さんの中に看護師さんがいらして、「その絆創膏じゃだめだ。こっちだ。」とかまあいろいろ、その方がいろいろ処置してくれて事なきを得たような、こういうことがあったんだよっていう話を聞いた、伺ったんですけど、そういった類の事故というのは、年間どれぐらい発生しているのか。

それから、そういった事故に対して、その時はたまたま看護婦さんが近くにおられてっていうことですから、別に職員にどうこうしてもらったってようなことは伺わなかったんですけども、職員のその対応ですね。そういう体制がどういうふうになっているのか伺いたいですよ。お願いします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 最初に、公益法人としての方向性ということでございます。ご承知のように、期限を定めて公益法人化、財団法人、一般財団法人に移行しなければ解散という処理になりますよということで、今検討を進めておりますけれども、財団法人の方で現在その検討につきまして、専門家の方に委託しましていろいろな財政状況やこれからの方向、それから借金に対する措置の検討を進めてございます。それが出てから、恐らくははっきりした方向性が出るものと認識はしております。ただ、今までの検討におきましては、公益率とそれから収益率というものがございまして、公益率がどうしても足りないということでございまして、公益法人に

は移行できないのではないかというような今の認識でございます。いずれにしろ、早めに方向性を出して皆様にもご提示したいと思っております。

それから、事故に関してですけれども、私は前に聞いたときには年間二、三件というお話でしたけど、ただ、この血だらけということは私はちょっと聞いておりませんでしたので、今後、連携を図って情報等を把握してまいりたいと思います。

それと体制ですけれども、職員が常にプールとか監視してございまして、応急箱がございまして、それで応急処置して、回復したら看護婦とかあるいはそうでなければ緊急の場合に、救急車で運ぶという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） あの随分前からこの公益法人の身の振り方っていうのは、私は伺ってきたつもりなんですけれど、ずうっと、どこどこに相談してしかるべき云々という答弁で、今回もそうですよね。ただもう時間ありませんよね。あと2年間ですか、公益法人として存続するのであれば、もう瀬戸際ですよ。そういう時期にあって身の振り方が決まっていなかったということは、公益法人を解散する可能性が高いのかなって思うんです。仮にですよ、公益法人を名乗れなくなって、なるとすると一般法人っていうことになりますよね。そうすると、今行っているこういうその、例えば、温泉療法の大臣指定云々、さまざまなこの事業の展開があるわけなんです。そういったことの事業展開に関してどのような影響があるか、教えてください。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） ご指摘のように、先ほども私言いましたけれど、一般財団法人の可能性が強いわけでございますけれども、一般財団法人は公益法人と違って、税の優遇というのは少ないわけなんですけれども、依然として公益事業と収益事業という振り分けはございまして、収益事業については税金の減免がございまして。失礼しました。公益事業についてはですね。収益事業については、一般法人並みに税金を支払うというような形になります。それから、選択肢としては一般の株式会社というような選択肢もあるわけなんですけれども、これは財産の処分等がありまして大変難しいのではないかというような認識を持っております。ただ、いずれに

しろ認可件数がまだ少ない、県内においても少ないということでございまして、この間のユートリーの会議でもいろいろお話いただいたんですけども、ユートリーの方でも一般財団法人の方に移行したいような現在の意向だということで、一般財団法人になりましたも、公益事業の部門はそのまま生かされるということですから、それでも税制の今までとはさほど変わりがないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） まあですけど、税金払って、普通に税金を払わなきゃなんなくなるというのであれば、公益事業がどうのこうのっていう、経営的なことからだけ考えればあんまりボランティアなんかしてないで、お金稼ぐことに集中したらいかがでしょうかっていうような、私は考えをずっと持っていたのですよ。ところが、先日ある福地の方と話をしまして、合併する前は「いやー、わらほの村の温泉だ。プールだ。」って、そういうすごく愛着があって、みんなしてあそこを盛り上げようみたいな意気込みがあって、一生懸命通ったったんだけど、「何か合併しちゃったらそういう気持ちがなくなっちゃってさ」みたいな話を伺ったのですよ。すごくショックだったんですよ。それで、その三町村として合併することで、それほどにその地域地域の意識がちょっとこう変わるって言うか、ずれるって言いますか、ある方向性の方にこうシフトしてしまうって言いますか、そういったことが起こったんだなってまじまじそういうついこの前伺ったのですよ。「ああ、なるほど。使用客も減るのも当たり前だな」っていうようなことで、そういうふうにしたんです。ちょっとすごくショックだったんです。私は、議員としての認識はちょっと旧福地の議員の方々とはずれていたのかなっていうような思いがあって、これをいわゆる狭い地域の地域性を持たせることは、これから逆戻りできるのかどうかわかりませんが、やはりその狭い意味での地域に根差した施設として、ちゃんともっとこう愛着をもって維持してもらえるような体制っていうのを何かしら、まだ私は全然わかりませんですよ。それがどういうことなのか。ただ、そういったものの考え方が必要なのかなっていうふうに改めて考えまして、それで、今後どうするのでしょうか。まあ国の制度が変わったことによるその地方の対応ですから、どういうふうに対応していくのかなっていうことは、すごく責任が、行く末を見守るっていう意味で責任があると思って質問をしました。まあそういうことでした。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。  
報告第14号を終わります。

-----  
◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第12、議案第45号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、31ページでございます。議案第45号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,573万4,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,573万4,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

歳出からご説明をいたします。39ページをお願いいたします。歳出、2款総務費、1項5目の財産管理費でございます。229万7,000円を追加し、1億4,766万5,000円とするものでございます。3月の東北地方太平洋沖地震によりまして、名川分庁舎の建物の一部に亀裂が入るなど危険と思われるため、分庁舎2階に入っている農林課、農村交流推進課などを中央公民館に移転させるため、施設改修を行うものでございます。15節工事請負費の224万7,000円は、電気それから電話などの設備工事費でございます。その下、6目の企画費でございますが、410万円を追加し、6,801万4,000円とするものでございます。これは、財源内訳のその他のところに410万円ということで額が計上されております。青森県市町村振興協会のコミュニティ助成事業を活用して、杉沢町内会のえんぶり用具の購入。それから門前町内会の南部まつりの機材の購入に充てるものでございます。コミュニティ推進事業補助金でございますが、杉沢町内会240万円、門前町内会170万円の額でございます。それから、11目情報化推進費でございますが、270万9,000円を追加し、9,446万7,000円とするものでございます。これも先ほどと同じように、名川分庁舎2階の課の一部移転に伴い、コンピューターネットワークの構築業務及び専用回線の使用料を計上いたしました。

次のページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、

624万7,000円を追加し、1億1,734万6,000円とするものでございます。これは医療健康センター（仮称）の実施設計業務委託料でございます。医療健康センターの概算工事費確定により、病院会計から支出する医療センター部分と一般会計から支出する健康センター部分の設計費按分の結果、健康センター実施設計業務費に不足を生じたため追加するものでございまして、財源は過疎債でございます。

その下の、6款農林水産業費、1項3目の農業振興費でございます。23万5,000円を追加し、4,410万9,000円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金の説明の欄でございますが、戸別所得補償制度推進事業補助金96万5,000円の減額でございますが、これは事務費に係る補助金の減額でございます。それからその下、農地・水・環境保全向上対策交付金120万円の追加でございますが、水路補修を行う環境保全隊、計7団体に対する事業費の追加でございます。それから、一つ飛んで9目の達者村モデル事業費でございますが、200万円を追加し、1,271万8,000円とするものでございます。これも青森県市町村振興協会の助成金を活用して、下北の風間浦村が展開しているゆかい村事業と合同で首都圏からモニターツアーを実施するものでございます。次の、11目農村整備費でございますが、104万3,000円を追加し、1億7,786万8,000円とするものでございます。これは名川地区の農道4路線の年末年始の大雪による倒木の撤去を実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、2目の林業振興費でございます。123万1,000円を追加し、354万2,000円とするものでございます。これも、南部地区の林道3路線の大雪による倒木撤去を行うため追加するものでございます。

次、7款商工費、1項3目観光施設費でございますが、150万3,000円を追加し、1億3,386万2,000円とするものでございます。11節の需用費でございますが、バーデハウスの流水プールの床などの修繕費、83万2,000円。それから、18節備品購入費でございますが、チェリリン村の乗用草刈機を更新するものでございます。67万1,000円でございます。

それから飛びまして、次のページ、10款教育費、6項保健体育費、2目の保健体育施設費でございますが、52万7,000円を追加し、7,517万8,000円とするものでございます。8節、報償費16万円、11節需用費6万7,000円。現在、改修を進めている海洋センターのプールのリニューアルが終了すれば記念事業を実施する、そのための経費でございます。それから、19節の負担金及び交付金30万円でございますが、B&G体験クルーズの参加補助金。これは3月に予定されておりましたけれども、地震により8月に延期されたため、5名分を計上するものでございます。

続いて、歳入についてご説明をいたします。38ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入、

14款県支出金、2項4目の農林水産業費県補助金でございますが、96万6,000円を減額し、4,463万5,000円とするものでございます。説明のところをごらんいただきたいと思います。戸別所得補償制度推進事業費、事務費の減額でございます。

それから、17款繰入金、2項1目の財政調整基金繰入金でございます。1,253万4,000円を追加し、1,253万5,000円とするものでございます。今回の補正の一般財源として計上するものでございます。

19款諸収入、5項3目の雑入でございますが、786万6,000円を追加し、1億6,879万1,000円とするものでございます。説明の欄の一番下でございます。青森県市町村振興協会のコミュニティ助成金670万円が主なものでございます。

20款町債、1項5目の衛生債でございます。630万円を追加し、2,140万円とするものでございます。健康センター建設事業債の実施設計の不足分に充てる過疎債でございます。

35ページをお願いいたします。第2表、地方債補正、変更でございます。健康センター整備事業1,510万円。これは補正前の限度額でございます。これを補正後、限度額2,140万円に変更するものでございます。先ほど説明いたしましたとおり、630万円の増額ということでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） いろいろ聞きたいことがあるんですが、まず関連で二つほど聞きますね。

今日の新聞でしたか、「がんばるびや東北」とかってTシャツつくったというのが新聞に載っていました。これもクールビズの一環として、役場でも業務で着ることも検討をしているというような記事があったんですけども、あのTシャツをみんなが着る予定なのかどうかとか、あれはどういうふうな活用の仕方を考えているのかというのが一つです。

後はですね、今、ことしの秋からでしたか、定住自立圏構想の中で、バスを500円を上限にして、三八のエリア内どこからでも乗り放題にするというようなことが企画というか検討されているということで、それに呼応して八戸では、八戸市内のバスは300円でどこまででも市内は乗るようになるのかというのを検討しているというようなのがあったんですが、その辺の詳しい説明と、今この町内で名川地区は里バスというのと、旧南部、福地はコミュニティバスというのを運行していると思うんですね。大体どこの地域も、こういうバスを利用するという方は、



交通弱者というか、歳で車をあまり運転できないとかあるいはちょっと体も万全じゃなくて、つえをついたり乳母車みたいなものを押したりしている年配の方が多く利用されていると思うんですけども、私らの町内で聞いてみても、バス停があまり少ないものですから、「ここが私の家だからここで降ろしてくれ」ってお願いしても、バスの運転手は、「ここで止めておろしてあげたいんだけどもおらんどはそれをやれば怒られるんだよ」と。「決まったところしか止まるなって言われている」というようなことで、わざわざバス停でおりて、また自分の家に何百メートルって不自由な思いをして歩かなきゃならないんだと。何とか1カ所でも2カ所でも停留所をふやすなり、あるいはそんなに交通量の激しくない、またバスが止まっても交通渋滞を起こさないようなところだったらフリーゾーンみたいなのをもうちょっと設けて、ここからこの範囲は手を上げたら止まってあげますよとか、おろしてくれって言ったらおろしてあげますよというようなのを検討してほしいという申し入れが何人かからあったんですよね。これって多分、町内全域でそういう声は聞けば出てくると思うんですけども、定時運行っていう考えからいくとあんまりどこさでも止めてお客様の言うことばかり聞いていれば、着く時間にバスが着かないということもあると思うんですけども、やはりその交通弱者といいますか、バスに乗るお客さんの要望に応えるというのも大事なことかなと思うので、その辺を少し前向きに利用者の方の声を聞きながら、なるべく期待に応えられるようなことをぜひ検討してほしいなとそう思っていました。

後は、次に予算書に書いてあるのからちょっと詳しく説明をお願いしたいのもあって、まず一つは、その名川分庁舎、私もこの間ちょっと何回か会合があったりして行ったんですけども、確かに古くなって移転しなきゃならない、ここだったらしょうがないなというのがいろいろ見受けられるんですけども。あれはやっぱり5年、10年、20年というようなスパンで考えた場合に、やっぱり補修してまた使うのか、あるいは新たに建て直すのかあるいは今、南部の分庁舎等いろいろあるわけですけども、その辺の抜本的な長期的な企画というか計画を練っておかないと、あんまり言っちゃ悪いですけど長くあそこを使えるような状況ではないなと。そういうふうを感じるのは私だけじゃないと思うので、その辺はどういうふうにお考えなのか。

それと、39ページの企画費ですか、コミュニティ推進事業補助金ってあります。ここの町は割りと比較的これを前向きに取り入れていろいろ地域の事業に活用している方だとは思いますが、そういう制度があればうちの町内でも考えたい、うちの地域でこういうことにももっと使いたいというのがまだまだあるんじゃないかと思うんですよね。ですから、もうちょっとこういう条件をクリアできれば使えますよというのを、町内会長なり行政員なり私ら議員や議会に対しても広くPRしながら、こういうのをどんどん取り入れてやるのがここの地域の絆を深めるい

い方法じゃないかなと思いますので、その辺の、こういう制度があるというのを知らない人も結構いるかと思うので、もうちょっと積極的に取り入れることを考えてほしいなと思っていました。それについての考え方を知らせてください。

後はですね、今の医療健康センターに対する624万円ですか、これは設計料の追加ということで計上したと思うんですけども。確か、私の記憶が間違っているかもわからないですけども、2,000万円くらいに近い予算で設計の入札をやったら、何かえらい安く落札したんじゃないかなというよな。そのあれかなと思っていたんですけどもね。安くなったから、合わなくなったから足してくれというので足したとすればちょっと問題だろうから、ここはどういう経緯でこの分足さざるを得なくなったのか、計上せざるを得なくなったのか、もう少し詳しく説明していただきたい。そういうところですね。ちょっといっぱいあるんですけども、よろしくお答えをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 最初に「がんばるびゃ東北」のロゴマークの入ったTシャツでございます。これは震災がありまして、統一したロゴマークをつくってみんなで一致団結して復興に向かっていこうということで、観光協会の方でつくらせていただきました。そして、商工会等が義援金とかいろいろな活動の中でTシャツをつくりたいと。達者村のTシャツをつくったばかりでございますけども、これをつくりたいということでロゴマークを使ってつくりました。売り上げの一部を被災者の方に届けたいということで、この間、町に来て、町長に贈呈したいきさつでございます。

町の方でも、これからクールビズ等に検討してくださるということ、あるいは町のいろんな行事、イベント等についても活用できるものは活用していこうということでございまして、まさに観光協会と商工会、それから町が一体となった横断的な事業としてのモデルだと感じております。

これからの活用方法でございますけども、イベント等に着用するのはもちろんでございますけど、FM青森でのこれから放送に向けてPR、それから支援ですね。観光協会で支援等を予定しておりますので、現地の子供たちへの贈呈。それから全国への、ネットがございまして、ネットでのPRですね。イベント全体を含めたPR、これはもうオンエアしてございます。それからジャックドまつりで、被災地の子供を呼んでくる計画でございますけれども、これはまだちょっとはつきりしないんですけども、八戸の地域の小学生ということで検討していますけれども。今後のこういうふうな活動にいかしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えいたします。

まず、1点目の定住自立圏で計画しております上限運賃化の実験ですけども、これは今、ワークグループの方で検討しております。23年、ことし10月1日から25年の9月末までの実験で行う予定になっております。初乗りが150円で、50円刻みの上限500円、1区画といいますか乗って降りるまでのバスの料金はそういうふうになっております。それを25年9月まで実験いたしまして、検証して新たな公共交通の運行に反映させるということになってございます。

それから、もう一つは多目的バスのバス停の件でございますが、これにつきましては現地の方の調査をいたしまして、後、委託業者であります南部バスさんとか、設置する場所等が民有地であれば地権者の承諾も得なければなりません。それから、もちろん警察の方の許可、承認もございまして、時間がちょっとかかるかと思っておりますけども、検討いたしてまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

それからもう一つ、39ページのコミュニティ推進事業の補助金のことでございますが、今回は、杉沢地区と門前地区が申請いたしました。PR等につきましては、職員等のデスクネッツ等でやっておりましたんですが、募集期間がすごく短いんですよ。それも年度に入ってから募集期間になっておりまして、たまたまこれはそういうふうな相談が地区からありまして、その上に乗っ取ったような感じになってますけども、そのようなことも含めまして、広報等でもう少しこちらで周知方について検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 私の方で里バスを担当しておりますので、フリー区間ということでもございましたけども、里バスは名川地区を中心に走っておりますが、鳥谷、鳥舌内及び法光寺地区は基本的にフリー区間を実施してございます。それで、それをもう少し延長できるかというのは、また検討していきたいというふうに思っております。

また、分庁舎、名川分庁舎の件でございますけども、将来的にどうしていくのかということで

ございますけども、基本的に、この間の地震では2階のトイレの部分にちょっとひびが入りまして、揺れも今回名川の方は震度は低かったんですが、福地よりも。やはり揺れが大きかったということで、2階に入っている農林課、農村交流推進課、農業委員会に関しましては、中央公民館に移転するということを決定したわけでございますが、将来、トイレ等のひび割れはこれから改修しますけども、そうかと言ってそれを改修した後、また戻るといことはもう考えていないというようなことを思っております。

将来的には、医療健康センターができた場合は、健康福祉課がそちらに移転することも決まっておりますので、名川地区にどういう課を配置していくかと。あそこの建物にはもうどうなのかなというのはちょっと今、あそこを抜本的に改修してということまでは、今まだそれは決めておりません。基本的に、課の統廃合そういうのも含めながら、3地区に今、分かれて課がいるわけでございますけども、それらを一気に一つにするわけにはまだいきませんので、それらを考慮しながら課の配置等を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 医療健康センターの関係の実施設計の増額補正のことにつきましてのご質問にお答えします。

基本設計の際の入札額と今回の増額補正と関連があるのかというご質問ですが、それには関連はございません。確かに、基本設計の入札は予算額の2分の1を切るような額で落札しておりますが、それらに基づいて変化があるということではないわけでありまして。

今回の補正の理由としましては、当初、当初予算を編成する際には、建築面積の按分ということで病院医療センター分と保健センター分を按分をかけて金額を出しておりましたが、基本設計の建築費が出た段階で諸経費等の按分が病院の方には若干多めに予算を取ったということで、最終的には病院の方は減額が、入札にもよりますけども、想定されますけども。保健センター部分がどうしても少ないということで、今回補正をお願いした次第でございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 関連としてちょっと質問させていただきます。

農業のことなんですけど、当初、ニンニクの種子のための補助金として、確か150万円くらいでしたか金額はちょっとあいまいですが、それくらいの補助があったように記憶しているんですが、そろそろあれも収穫の時期に入るわけなんですけれど、ニンニクをつくっている方とお話することがあって、その方がおっしゃるには町営市場にニンニクを出した方がいいんだよと。どういうわけなんですかそうなんだそうですよ。農協に出しちゃうといろいろあれやこれや引かれるし、囲いこまれてしまってあんまりよろしくない。それよりだったら、町営市場でさばいてもらった方がいい収入になるんですよ云々っていうことを聞いたんですよ。ただ、町営市場ですと保管がきかないものだからある程度の期間、計画出荷ができないって言うんですね。そしたら冷蔵庫でもあれば、農協と同じ規格の冷蔵庫があって、同じ保管の仕方ができれば生産者にとってはニンニクに関しては、ほかの作物は私わかりません。ニンニクに関していえば、町営市場の方がいいんだよねっていうことだったんですよ。そう考えますと、仲買人の方々の利害関係が発生する部分もあるんでしょうけれど、あまり大きなものは必要ないにしても、とりあえずは、どれくらいの規模とも言いませぬけれども、そういう芽止めができる冷蔵庫を兼保管庫として設置して、そういった意味でニンニクの生産、出荷っていうのを町営市場の方にシフトさせていくようなお考えはありやなしやを伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 先ほど川守田議員が質問したのはニンニク優良種子購入事業のことだと思いますけども、100万円でございます。金額はですね。なおかつ3分の1で、22年は確か36名くらいの方が、実際その種子購入事業の補助金を活用して生産に取り組んでいるところでございます。

後、先ほど農協の系統出荷がいいのか、町営市場の方に出荷した方がいいのかということでございますけども、それはやっぱり農業の方、生産者の方の選択にかかわることだと思っております。ただ、八戸農協さんは去年、夏だったと思いますが、8月に氷温の冷蔵庫、低温冷蔵庫を設置してございます。倉石の方でございますけども、リンゴの冷蔵庫を全部作り直ししまして、ニンニクの氷温冷蔵庫にかえたというのが去年ございました。

また、町営市場の方の関係になりますが、農家の方は価格とかに変動されるもので、やっぱり選択の方はまだまだあると思いますけども、得てしてやっぱり良質のニンニクをよい値段で買っていただくというのが農家が期待しているところだと私は思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 金額はどうでもいいですよ。すいませんでした。100万円だそうでした。

何か答弁聞いていると、まるっきり他人事なみたいなような感じがして、私がこういうことを申す根拠は、町でそういう種子の補助をするのであれば、さあさあつくれ、どんどんつくれ、もっとつくれって掛け声をかけるのであれば、売り先ですとかこういったところまで面倒見てもいいじゃないかと思うからこういうことを言ってるんですよ。

20何年前に、私初めて議員になったときからその体制っていうのは役所っていうのは変わらないですよ。焚き付けくれてやって、火がついたら薪は自分で買って下さいよっていうようなものですからね。それで行政はよろしいのですって決め込むのであれば、はいそうですかって言うしかありませんけれども。そういうことを言うくらいだったら、種子も何も補助を出さなかったらいいんじゃないかって思ってしまいます。何でもかんでも農家の選択ですというような話ぶりするのであればですね。そんなことまでからこしゃくな話で、何から何まで農家の選択にまかせりゃいいじゃないですか。ただ、補助を出したからにはそれなりの責任っていうのを感じて、地域として行政としてそれを見守りながらですね。そういうのがいいなと私は思うんですよ。そうあるべきだと思うんですよ。法律的にどうなのか、役所の仕事はここからここまでですと線を引いてしまうのであれば、もう言うことはありませんけれども。ちょっとそういう意味では、非常に、課としてやっているお仕事に対して腹立たしい思いがしました。もう、結構です。この質問はこれで止めます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今の質問も踏まえてでございますが、議長にもお願いしたいわけですが、関連ということで、我々も答弁は当然いたします。ただ基本的には、予算、項目の中で審議していくべきではないのかなと。

これは先般、八戸市の市議会の内容も出ておりましたが、そういう部分もお願いして我々もきちんとした答弁をしていきますが、今のニンニク、担当課長からもありました。できるだけ我々は、ニンニク生産者の負担を軽減してこうやっていきたいということで助成をしております。

担当課長が言ったのは、市場の値段が高い時と農協の方が高い時、これはあるわけです。そういう中で、一つの方にとということになった時に安い、農家からすればやはり高い方に出したいということもあるわけです。そういう意味で農家の方の選択にとという言葉になったと思いますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

農業生産者そういう方々、今までニンニクの補助を町独自でかさ上げをしてきたわけでごいまして、そういう意味で我々も原産地であるということで力を入れながら、当然販売の方もこれは考えていくわけですが、すべて行政行政ではなくて、やはり自立していく、そこにおいて我々もしっかり一緒になって取り組んでいくと、こういうことも大事だと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 39ページ、歳出の5目財産管理費の施設改修工事についてであります、今ようやく中央公民館の方への移動の予算が上がり、大変うれしく思っております。工事が、移転が終了するまで、何事もないことを祈るばかりであります。

ところで、町長も先ほどお話されましたが、これはどうしてこういう予算の使い方をするのかということでお伺ひしたいのであります、現名川分庁舎の耐震工事をやりましたんですが、それを合併した時点で撤去したということをお聞きしまして、合併して5年も経って、詳しく見たらないということをお伺ひした私も大変お恥づかしいことではあるんですが、一度予算を取って耐震工事をしたのを、合併時にワンフロアにするためさまざまところが取り払われた結果、3. 1 1の時点でかなりの被害をこうむる原因になったのではないかと思ひまして、10何年も前の工事なのか、確実に耐震工事はしたのですけれども、現課長さんあたりが直接にかかわった方も少のうございませうし、どなたかからその経過をお聞きすればわからない中での補正予算の項目でしたので、今報告ができなければ、議長の方にお伺ひしたいのであります、その経過報告となぜそのような工事をしたのかの報告書を議会事務局の方に提出していただくことをお願ひしたいと思ひます。

ところで、どなたかその経過を、合併当時の工事について報告できる方がありましたら報告を求めたいと思ひます。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 合併当時は、名川の私、総務課長でございますけども、耐震化っていうんですか耐震を弱めるような工事をした覚えはございません。

屋根の漏れあるいは正面玄関の上の耐水工事、そのようなことをした記憶はございますけども、耐震を弱めるような工事をした覚えはございませんのでご理解いただきたいと思います。

前は、はるか沖地震の、平成6年12月28日発生のはるか沖地震時に、かなり名川分庁舎にしましてはひび割れ等も多かったものですから、当時平成7年になってからですが、約1,000万円以上かけて、1階に壁の増設あるいは1階の住民生活課等への窓を小さくして壁をふやす。

後は、2階の当時総務課でございましたけども、そこも窓を小さくして壁をふやす等々の工事をして、今回そのような工事が活かされて、逆に言うところの程度で済んだというふうな認識をもってございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） ここであれこれ言うのもなんなんですけども、平成7年にその1,000万円かけてやったのは、こういうふうな筋交いっていうのか、専門用語はちょっと存じませんが、窓からもはっきりバツテンが見える工事をしたのに、現在はそれを取り払っているわけです。見えないのです。実際、取り払ったという報告も聞いております。それはどういうことで取り払ったのかと、そういう予算の使い方が正しいのかどうかということをやとりしたいのです。いかがですか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 当時、筋交いがあったというのはちょっと記憶してございませんけども、とにかくそれを取って壁をつけた方が耐震性が優れるということで、工事をしたという認識をもってございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）



○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第2号、陳情第2号の委員長報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第13、請願第2号及び日程第14、陳情第2号は所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に総務企画常任委員長の登壇を求めます。坂本正紀君。

（総務企画常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○総務企画常任委員会委員長（坂本正紀君） 総務企画常任委員会の請願審査結果の報告をいたします。

継続審査となっておりました請願第2号、「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書について、6月7日、本委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果は、所得税法では第56条に関する条項がいろいろ定められており、専従者控除、配偶者控除及び扶養控除等を含んださまざまな内容のものとなっております。そのため所得税法第56条だけを廃止するとなると、他の条項の整備に大きな影響が出ると思われま

す。これまで、当委員会でも継続して慎重に審査してきたところでございますが、現在、国では所得税法第56条については見直しをするという方向であり、今後の国の動向を見際めなければならない状況であるため不採択とするものであります。

以上で、請願審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○産業建設常任委員会委員長（河門前正彦君） 産業建設常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

継続審査となっておりました陳情第2号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情について、6月7日、本委員会を開催し慎重に審査しました。

審査の結果は、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため継続審査と決しました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 総務企画常任委員長、産業建設常任委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第13、請願第2号、「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書を議題といたします。

この請願書に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 請願第2号、「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する請願書について討論を行います。

まず初めに、いろいろな方面でご協力いただいておりますことに対しましては、お礼申し上げます。

さて、所得税法第56条は、農家の方や零細中小企業者など自営業者の家族労働費を低く抑えて

いる内容です。それを廃止することは収入をふやすことになります。

以上の理由を述べまして、ぜひ意見が一致し採択ということを期待しておりましたが、不採択ということですので、そのことに対して反対をするものであります。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

---

#### ◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第14、陳情第2号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

※東寿一君 退席

この陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。  
よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

---

#### ◎常任委員会報告

- 議長（小笠原義弘君） 日程第15、常任委員会報告を議題といたします。  
本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続調査の件

- 議長（小笠原義弘君） 日程第16、閉会中の継続調査の件を議題といたします。  
本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（小笠原義弘君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

本日、町長から議案第46号、工事請負契約の締結について（南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事）の議案1件が追加提案されました。

また、先ほど審議いたしました陳情に係る閉会中の継続審査の件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案1件及び閉会中の継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後12時30分）

---

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後12時31分）

---

◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

議案第46号、工事請負契約の締結についてであります。南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めます。

このたびの無線施設の整備工事は、同報系の整備に引き続き行うもので、同報系と同様にデジタル方式の移動系として、中継局の設置と車載型及び携帯型の無線機を新たに整備するものであります。

今回のような大震災での通信機能が遮断された場合において、情報伝達の手段として極めて有効となる整備を進めるものでございますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第2、議案第46号、工事請負契約の締結について（南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、議案第46号、工事請負契約の締結について。

提案理由でございますが、南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事の請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

先ほどの町長の提案理由の説明の中にもございましたが、改めて、多少繰り返しになりますがご説明いたします。昨年度は、デジタル同報系防災行政無線施設整備工事といたしまして、親局、それから再送信小局、屋外拡声小局などを整備いたしました。今年度は引き続き、移動系の防災行政無線として統制台等一式、それから基地局無線送受信装置2基、それから消防車、消防署、それから分庁舎に整備する半固定型移動局5台、それから公用車や消防自動車に整備する車携帯型移動局50台、それから本団等に配備するいわゆるハンディタイプの携帯型移動局58台、それから直接通信中継装置1基を整備するものでございます。

一昨日の一般質問でも、町長と総務課長から説明がございました。わかりやすく言いますと、車などに積んで移動しながら災害等に関する情報収集、伝達が可能となる通信機器の整備ということでございます。

次のページをお願いいたします。1、工事の表示、（1）名称、南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事、（2）場所、南部町全域。2、請負代金、1億9,530万円。うち、消費税は930万円でございます。3、契約の相手方、青森市長島二丁目13番1号、扶桑電通株式会社青森営業所、所長、高橋秀仁氏でございます。

参考のために、入札一覧表を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。予定価格、消費税除きでございます。1億9,606万5,000円でございます。入札業者並びに入札額でございます。扶桑電通株式会社青森営業所、1億8,600万円。日本無線株式会社青森支店、1億9,600万円。株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部、1億9,500万円。よって、最低価格1億8,600万円の入札をしました扶桑電通株式会社青森営業所が落札でございます。落札率94.9%でございます。

この入札は、条件付き一般競争入札で実施をいたしました。南部町に指名願いを提出している電気通信工事業で受注の可能性のある業者は、全部でリストアップした結果74社ございました。4月25日に告示をしたところ、応募があったのは5社でございました。うち、2社が入札を辞退したため、3社により郵便入札を実施しております。6月6日開札をいたして、落札者を決めてございます。ちなみに、工期は平成23年11月30日までとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
失礼しました。中村君。

○8番（中村善一君） 簡単に、交通指導隊とか防犯指導隊に利用できますか。お聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 機器の運用につきましては、今のところは消防団と公用車ということに大枠に決めてございますので、また、機器の配備等につきましては、消防団以外につきましては検討してまいりたいというふうに思っております。

○8番（中村善一君） 検討してください。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の件

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。



本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 第37回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月7日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただきまことにありがとうございました。

提出いたしました補正予算案を初め、工事請負契約、専決処分事項など、慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

さて、ここで、農作業の進捗状況、及び作柄状況について報告させていただきます。

水稲については、4月中旬以降の断続的な降雨により、5月末における三八地区の田植えの進捗率は、昨年を1%下回っております。

また、リンゴの果実肥大につきましては、低温の影響で肥大が遅れた昨年を上回っているものの、いずれの品種とも平年を下回っている現状であります。

天候の回復による順調な生育を願うとともに、関係機関との連携による営農指導に取り組んでまいりたいと思っております。

また、サクランボにつきましては、今月1日に実施された作柄調査によりまして、地区や園地によって着果状況にばらつきがあるものの、主力品種の佐藤錦は平年を上回る作柄となり、豊作

が見込まれるところであります。

今年の名川さくらんぼ狩りは、本日からちょうど2週間後の6月25日から始まるわけですが、多くの来園者が期待されますことから、なお一層の、観光による交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、ぼたんまつりについてであります。低温と日照不足による開花の遅れから、開園期間を1週間延期した6月12日までといたしました。今月7日現在でございますけれども、昨年と同時期を約340人上回る約8,300人の方にお越しいただいてるところであります。現在は、晩成種のぼたんが見頃を迎えておりますので、町内外から多数の来訪をお待ち申し上げるものであります。

明日、6月11日で、震災から3カ月目となります。日本経済が低迷する中、今回の大震災は、私たちにとって大変厳しい試練であります。単なる復旧ではなく、日本全体が活気づく復興でなければなりません。各地においては、イベントを自粛や延期しているところもございますが、南部町としましては、青森県南における元気の発信地として、予定しているイベントはすべて実施し、イベント会場において募る義援金を通じて、被災地への継続的な支援活動に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位のこれまで以上のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君）　ここで、閉会に当たり私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、6月7日から本日まで4日間でありましたが、円滑な議事運営にご協力をいただき、まことにありがとうございました。議員各位には終始熱心にご審議を賜り、また、町長初め、理事者各位におかれましては、議案の説明にご協力をいただき、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

これをもちまして、第37回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後12時43分）



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            小笠原 義 弘

署 名 議 員            工 藤 正 孝

署 名 議 員            夏 堀 文 孝